

平成24年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(7日目)

平成24年3月5日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番	小 畑	傳 君
2番	滝 波	登喜男 君
3番	金 元	直 栄 君
4番	齋 藤	則 男 君
5番	長 岡	千恵子 君
6番	原 田	武 紀 君
7番	川 治	孝 行 君
8番	川 崎	直 文 君
9番	多 田	憲 治 君
10番	上 坂	久 則 君
11番	長谷川	治 人 君
13番	松 川	正 樹 君
14番	渡 邊	善 春 君
15番	伊 藤	博 夫 君
16番	上 田	誠 君
17番	酒 井	要 君
18番	河 合	永 充 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	青山慶行君
消防	長	中村勘太郎君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
会計課	長	立花紀子君
監理課	長	南部顕浩君
税務課	長	山田和郎君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	勝見隆一君
福祉保健課	長	岡本栄一君
子育て支援課	長	伊藤悦子君
農林課長事務代理		河合淳一君
商工観光課	長	酒井圭治君
建設課	長	山下誠君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	清水満君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君
永平寺支所	長	椛山勇君
上志比支所	長	茶谷重敏君
学校教育課	長	末永正見君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	南部辰夫君
書	記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

各議員におかれましてはご参集をいただき、7日目の議事が開会できますこと心から厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（河合永充君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、1番、小畑君の質問を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

例年よりもことは雪が多くて、それから寒いなという感じがしておりました。しかし、きょうは二十四節気の啓蟄ということで冬ごもりの虫が出てきて春を告げるということになっております。きょうの福井新聞にちょっと出ておりました。

その前に、やはり私避けて通れないなと思いますのは3月11日のことであります。昨年、去年の手帳を広げてみましたら知事選挙の真っ最中でありました。それから3月11日は予算特別委員会の2日目でありました。地震が午後2時46分に発生をしまして、その後、とんでもないことが起きたなということで議会が閉会をしたという覚えがあります。手帳には「東北地方、関東地方巨大地震、マグニチュード9.0ということで海岸線は壊滅的な被害」しか書いてありませんでした。よくよく考えてみますと、その地震の後に津波とか、それから原発被害とか、あるいは風評被害、いろんな被害がこの後出てきたということをお覚えています。今も瓦れきの処理が非常にはかどらないということで、相当数の年数が要されるかと思っております。

暗い話もそれくらいにしまして、私、トップバッターとして明るい話題ということで、福井国体に向けた本町の対応はということで若干ちょっと早いわけです

が、お聞きをしたいなと思っております。

6年後の平成30年、本県にとりましては2回目の国体が開催されます。前回の開催は昭和43年第23回ですから、これから6年後ですから50年ぶりの開催となります。そのときの資料を見ますと、本町の競技、ご承知のとおり教員の男子バスケットボールでございました。チーム数が11チーム、130名の選手が集っております。10月2日に開催をされ、10月5日には高松宮妃殿下のご臨席をいただいております。

その間熱戦が繰り広げられたわけですが、本町出身の多田信彦先生、現在、県立大学の教授を退官されております。本県の主将として活躍されたということが記されております。私もバスケットボールをやっておりましたので、記録員などの裏方をさせていただいたことを覚えております。会場は今は新しくなりましたが、以前の松岡小学校の体育館でありました。体育館は昭和38年に完成をしておりますから5年目の体育館として非常に新しい会場であったなと思っております。

開催に当たりまして、昭和40年には、いわゆる3年前ですか、実行委員会、それから41年には事務局を設置して準備に当たっております。開催年の昭和43年1月には、布目課長——ここにおられる総務課長のお父さんかと思っております——を初め4名による国体課を設けております。「親切国体」というキャッチフレーズのもと、当時花いっぱい運動が展開されまして、町内初めいろんなところが環境整備をされております。京福松岡駅には駅前案内所を設けております。それから、当時もこの役場でやったんですが、役場前には湯茶接待所を設けております。町内外のお客様の接待に当たりました。さらに、福井国体以前の国体と違って、参加選手、役員の宿泊を町内47軒の協力を得て、民宿じゃなくていわゆる民泊で賄ったということでもあります。町民の協力車ということで協力自動車30台を用意をして、電話1本で選手や役員の送迎に当たったと記録されております。まさに手づくりの親切国体であったということでもあります。

そういうことで大会も大成功をおさめ、花いっぱい運動はその後も町民の環境美化の意識の向上に大いに貢献したと思っております。さらに本町のバスケットボールの伝統も、いわゆるミニバスケットの男子の松岡クラブや、それから女子の御陵Vスパークの活躍、それから松岡中学校のバスケットボール——男子、女子とも大変今強いわけですが——の活躍により脈々と受け継がれております。そういう意味では底辺の拡充が図られたかなと思っております。また、熱心な指導

者の方も次々と輩出をしております、この伝統を次の世代へつないでおります。これは大変ありがたいことでありまして、大切なことだと思っております。先般も福井県で「2018福井国体」という広報紙が第1号ということで町内配布されております。これを見ますと県内均等にそれぞれの会場が割り振りされております。本町はバスケットボール、ハンドボールということになっています。

そういうことで国体の開催目的であります、私はやはり競技レベルの向上とか地域社会の交流の向上、それから地域経済の活性化、教育意識の向上などが挙げられると思っております。

さて、町長はソフトボールも誘致したいと発言されておりますが、まだこれは発表はされておらないと思っております。本町の競技はさっき言いましたようにバスケットボールとハンドボールで決まっておりますが、会場は、バスケが松岡中学校体育館、それとふれあいセンター体育館で、ハンドボールが北陸電力体育館と聞いております。いずれも室内競技ですから天候には左右されませんので、競技運営、進行はさほど問題はないものと思います。

ただ、その中でも競技の種目は男子と女子がありますし、それから少年と成人がありますし、それによって永平寺町で行う大会規模も変わってくると思います。本町はどの種別を受け持つのかなど。また、大会期間と、それからどれくらいの選手が来られるのかなど。これは推計か予想でも結構ですので解答をいただけるとありがたいかなと思っております。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） ご質問の平成30年福井県で開催予定の第73回国民体育大会の会期はまだ確定されてはおりませんが、先催例やこの数年を見ますと9月中旬から10月中旬の10日間程度と予想されます。

現在、本町での開催が決定している競技はバスケットボールとハンドボールでございます。バスケットボールは、松岡中学校で少年女子、高校生でございますね、それとふれあいセンターで成年男子一般が行われます。両種別の参加チーム数はそれぞれ12チームでございます。選手、監督数は312名、役員数は約150名程度と思われまして。これらの方々が4日間の日程中複数回来場される点、また補助員のほか多くの関係者、応援者などを考慮いたしますと、期間中延べ1万5,000人から2万人近くの来場になると思われまして。

また、ハンドボールは、ふれあいセンターと北陸電力福井体育館フレアで少年女子及び成年男女の試合が行われます。こちらはバスケットボールと違いまして、

少年男女、青年男女の4種別の試合を共催となります福井市の4会場と合わせた全6会場を組み合わせた形で実施するようでございます。現在検討中となっております。本町には少年女子のすべてが行われるほか、成年男女の試合を組み入れる計画のようです。よって、来場者数についても今のところ推計は難しいのですが、延べ1万人程度かと考えております。

このほか、ソフトボール競技についても開催を希望しておりまして、第3次選定の発表に期待しているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） まだまだ開催まで時間がありますから大変難しい解答かなと思っております。

ただ、そうは言っても、黙っていますと時間だけがたっていきます。言うならば、バックボーンだけでも今のうちにある程度つくっておく必要があろうかなと思っております。

そこで、国体に向けた基本的な計画案ですか、想定あるいは構想、考え方も結構ですので、どういうことを思っておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 現在、会場地の選定の最中で、県準備委員会によりまして、今年度中に第3次選定を行いすべての競技会場を決定する方向のようでございます。まずは会場地の選定を受けて本町が担当する競技が決定した後に、ご指摘のような基本的な構想に着手する手順となっております。

今のところ、基本計画などの明確な方針は立てておりませんが、福井県準備委員会において平成22年2月に策定されました福井国体ビジョンを基本的な方向性としながら、永平寺町らしい取り組みの姿勢を示す基本計画を打ちたいと考えております。国体を誘致することによりまして、スポーツの推進、スポーツ人口の拡大や住民の皆様の協力によるおもてなしの心での観光振興、まちの活性化など、永平寺町を全国にアピールできる本町にふさわしい基本計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 先般、北電体育館でハンドボールの強化試合がありました。

これは全国から日本リーグの有力なチームが集まって開催がされました。そのと

き、以前にも体育館を見ておりましたが、再度いろいろ中を見させてもらいました。さすがに日本リーグの大会開催ができる体育館でございます。トレーニングルームやサブコート——これは大会の会場が2階にありましたから1階でございますね——等が設置されておりまして、さらに隣の棟には、恐らく宿泊施設だろうと思います。合宿等もできるようになっておりました。また、さっき言いましたように体育館が2階でありますから1階部分が駐車場になっておりまして、相当数の車がとめられると思っております。外にもスペースがありますから相当数の駐車ができると思っております。会場としては申し分のない、それから交通のアクセスも北インターからそれほど遠くないということで、福井からも遠くないということで、非常にいい会場かなと思っております。

一方、松岡中学校の体育館は、これは学校教育の体育館ですから当然ながら北電体育館のような設備は望めませんが、それに近づけることはできるかなと思っております。また、国体の会場ということですから当然会場としてふさわしいかどうかの判断もされるのかなと、いわゆる審査もされるのかなと思っております。そんな結果から多分必要な部分も出てくるのかなと思っております。

そこで、教育長にお伺いいたします。

国体とはちょっと内容が離れますが、中学校の会場ということですが、中学校の教育方針の中に24年度から武道を取り入れるということが必須科目となったと聞いております。ここらあたり、何でここへ来て武道教育が取り入れられるのかなと。内容はどのようになっておるのかなと。それから町内の3中学校どのようなものを取り組んでいるのかなと。また、これから予想されますが、国体の開会中、学校教育に及ぼす影響、それから体育授業に及ぼす影響等どうなるのかなということもお聞きしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） それでは、まず武道についてのお答えをいたします。

平成20年に学習指導要領が改定、公示されました。武道は我が国固有の文化と位置づけられまして、武道の精神は礼儀や公正な態度などを重んずる日本伝統の文化という観点から、平成24年度から中学校保健体育の授業に必修化されるということになりました。各学年においては、年間6時間から12時間程度の基本的な実技の授業ということになります。

なお、以前より、松岡中学校では剣道、永平寺中学校と上志比中学校では柔道の指導は行われておりました。この24年度よりは3つの中学校とも柔道の授業

を行うことになっております。

それから大会期間中のことなのですが、大分先の話で決まった話ではございませんが、想像する中では国体の大会期間中は体育の授業などはちょっとできないかもしれませんが、教室内での学校の授業とかというのは実施可能と考えます。

しかし、せっかくのこういう機会でございますので、授業の振りかえ等、適切な対応を考えて日本の一流選手の技術とか競技力を見学できればと、そういう機会にしたいなと考えているところでございます。このことについては、県内外の実態、これまで実施してきた県の実情、それから県の教育委員会の対応なども参考にいたしまして、今後、町教育委員会でいろいろ検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） ありがとうございます。まだ先の話ですから本当に今は雲をつかむような話かなと思っております。

ただ、これも先の話なのですが、夏休みの振りかえをして、例えば夏休み期間を8月からにしてその分を国体期間中は休みにするとか、これは例えばの案ですが、そういう方法もあろうかなと。3中学生、あるいは小学生も含めて、会場に見学に行ってもらおうということも必要かなと思っております。これは先の話ですが、そういうことも考えられます。

そこで武道教育なのですが、この前も福井新聞だったと思うんですが、ちょっと載っておりました。武道の中の、特に柔道は下手をすると死亡事故が発生していると。これは生半可に体育授業の中で取り組んで、言葉は悪いんですが、ふざけ半分にかけてわざがかけられたほうはふいにかけられたとか、そういうことで頭から落ちて死亡事故があったということも聞いております。

ということは、危険率からいいますと非常に柔道のほうが危険が高いなという感じがします。当然それならば逆に教える側、教員の先生、学校の先生がいろいろ柔道の勉強しないと大変なことになるなと、生半可な授業はしてはならないなという思いがします。3中学校とも柔道をとということですから、特に先生の指導をよろしくお願ひしたいなという感じがします。武道教育そのものを否定するものではないんですが、そういうことでひとつよろしくお願ひします。

それともう1点、できたらバスケットボールができるいわゆる武道場をつくらせていただけないかなという思いがしております。

これは国体の開催の審査の中に入るのかなと思うんですが、サブコートというものがあって、中学校の場合は広いコートですから通常は2面とれるんですが、恐らく国体開催期間は1面だろうと思います。ですからいわゆるサブコートが必要になろうかなと思うんですね。

その場合に、武道教育に絡めると言うとおかしいんですが、そういう部分も必要かなと思うので、小さな体育館いわゆるバスケットボールができるコート1面ぐらいの武道場をつくっていただくとサブコートとしても使用できるのかなという思いがします。大きさとしては、私の思いとしてはB&Gの体育館があります。あそこは玄関とかいろんなものがあるんですが、あれの体育館部分だけでいいかなと思うんですが、あれぐらいの小さな、小さいといってもあんまり小さいのは困るんですが、会場をつくっていただくとその後も武道場として使えるかなという思いがしております。

永平寺中学校には武道場があると聞いております。上志比中学校にはないんですが、そういうことでこの武道場の考え方、いかがなものでしょうか。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

永平寺中学校には武道場が設置してありますけれども、松岡中学校並びに上志比中学校には設置してございません。平成24年度から武道が必須になり各中学校とも柔道を実施する予定です。これまでも選択教科として武道を実施しております。永平寺中学校と上志比中学校は柔道、松岡中学校は剣道を行ってきました。上志比中学校ではこれまでも体育館に畳を敷いて実施しております。特に支障はございませんでした。松岡中学校でも体育館にスポーツマットを敷いて実施する予定をしております。

さらに、武道の授業時間も年間6時間から12時間程度となっております、体育館で十分対応できるものと考えておりますので、新たに武道場を設置することは考えておりません。

以上です。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） これは本当にできたらということなんですが、たまたま松岡小学校の体育館も新しくなりまして、そんなに中学校、小学校離れておりませんからそういう利用方法もあろうかと。あるいはB&Gも使えますし、ある意味、例えば県立大学の体育館もあります。確かに施設等々はいっぱいありますから

ろんな利用方法はあろうかと思っております。これは私の要望という形でひとつお聞き流して。

それと、その開催に向けて、前回、県は当時7市11町に競技を振り分けましたが、これから今後県の応援体制はどのようになるのかなど。財政支援とか、それから人の派遣とかいろいろ考えられますが、ここらあたりどうなるのかなどということもお聞きしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 県からの直接の支援となりますと運営費に対する補助と施設整備に対する補助がございます。いずれの補助要項もまだ示されていませんので詳細は明らかになっておりません。その他、各市町の準備から開催にかけて多岐にわたり指導や調整を行っていただきます。

また、競技運営や競技力向上についてはそれぞれの種目の県協会が主に担当することになりますので、県としての各競技協会に対して支援や補助を行っていくことになっております。よって、審判や記録員については県競技協会が今後計画的に育成していくことになると思います。

以上です。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） それと、さらに選手、役員の宿泊、国体開催の大きなポイントになろうかなと思っておりますが、前は民泊で宿泊施設の少なさをカバーしておりましたが、それから50年経過してやはり前回と同じような民泊ということで対応するのか。これも早々と対応を考えないと、後になって、ああすればよかった、こうすればよかったということにならないようにひとつお願いしたいわけなんです。当然開催されるのは毎年されておりますから、他県の開催も参考にすることが必要かと思えます。

また、そういうことで大会後のことも視野に入れて、松岡中学校の横に清水区の町営の団地がございますが、ここらあたりをもう少し、現在お住まいの方々の協力を得た上で、国体開催までに、それに合わせて町営の住宅をつくっていただき、その場所をいわゆる選手村というんではないんですが、それに近いものに使っていただき、その後、町営住宅として供用するという方法も一つの方法としてあるのじゃないかなと。民泊もいいんですが、そこらあたりも進歩があってもいいかなと思っております。そうすることによって町民の人口増にも寄与するのかなと思っております。

今議会においても町営住宅の案件が1本上がっていたかなと思っております。

そういうことではございますが、この考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 公営住宅利用にする観点から申し上げさせていただきます。

公営住宅建設に当たりましては、社会資本整備総合交付金の地域住宅交付金を受け建設するわけでございます。この交付金を活用した場合、公営住宅法の公営住宅制度として、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給することを目的としておりますので、一時的な、あるいはそういう短期的な宿泊施設として利用をすることができないということになっております。

また、現在の町の公営住宅の事情を申し上げますと、8棟142戸を管理しております。現在、入居の申し込みの待機者は7名となっております。今のところ、状況におきましては住宅供給の充足率から十分達しておりますということで、現在のところ町営住宅の増築は考えておりませんのでご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） これも私の私案でございますから、こういうことも何とか視野に入れられるんじゃないかなと。国体だけに使うんじゃないしに、最初の間は選手の選手村という形にして、その後は町営住宅ということも考えられるかなと思って質問させていただきました。そうしますと選手の宿泊というのは大きな課題になろうかなと思っております。これもまだ6年ありますからこれから考えていく必要があると思っております。

それと同様に駐車場ですね。中学校の駐車場は、前のグラウンドを利用すればそれは大きいわけですがグラウンドを駐車場にするわけにもいきませんので、やはり周辺の駐車場対策、今のうちにある程度考えておかないと、半年や1年ではちょっとその対応ができないなと思っております。やはり例えば石舟にある旧幼稚園跡地なんかも改修する、視野に入れまして、もう少し駐車場の確保に努める必要があるかと思っております。

あそこに庭球場もありますので、庭球場は非常に人気がありまして、もしそこもさわるということになりますとそこらあたりの利用者の意見もお聞きせねばならないと思っております。あのあたりが駐車場に適しておるかなと思うんですが、

そこらあたりの考えもお聞きしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） ご質問の宿泊と駐車場について申し上げたいと思います。

宿泊についてですが、さきに述べましたように、大会期間中に選手、関係者が宿泊されることとなります。しかし、本町には宿泊のできる旅館などが極めて少ないことはご指摘のとおりでございます。近隣の市町の宿泊施設への配宿が一番簡単な方策ですが、議員さんもおっしゃっていますとおり、今回も民泊について検討していきたいと考えております。経済効果のみならず、参加選手とのかかわりが深くなれば町民の国体への関心も高まることにつながるため、実現すれば本町の特徴的な取り組みになるものと考えております。

駐車場に関しましては、本町で開催が決定している3つの会場には多くの来場者を迎え入れるだけの十分な駐車場がございません。えちぜん鉄道等の公共交通機関の利用をお願いするとともに、シャトルバスの運行等を計画してまいりたいと考えております。また、周辺施設の利活用や、今ほどおっしゃりましたグラウンドの利用で必要な駐車台数を確保していきたいなと思っておりますが、確かにグラウンドの利用には支障が多少出てくるかなと思っておりますので、その辺も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 松岡中学校が会場としていいのは、これは中学校が今行っております、毎年11月にやっております永平寺町長杯の中学生の大会、県内外の16チームですか、のチームを寄せてやっておりますが、そのあたりの監督さんとか選手に聞きますと、松岡中学校は非常に会場としていいんだと。それはやはり高速道路からおりてすぐの場所で福井の市内からも近いということで、あるいは県内的に見ても、奥越からも近い、市内からも坂井地区からも丹南からも近いということで非常にアクセスがいいということが松岡中学校の開催理由かなと思っております。ということは車で来られる方が多いということが予想されます。ですからこれは確実にやらなければならない部分かなと。シャトルバスの運営も非常に大事ですが、あの場所を考えますと、やはり車の利用があるということを前提にする必要があるかと思っております。

そういうことで、今のうちにやはりいろんなことを、施策をひとつお願いした

いということと、町民に対する国体に向けた協力依頼も今のうちに続けていただきたいなと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） ただいま国体についてのご意見をいただきました。

これまで申し上げますように、30年に73回の国体が、2順目国体が福井県で開催されます。競技種目は38競技で48種目ではありますが、今お話しのように、永平寺町でハンドボールとバスケットボールの2つの競技が開催されることになっております。それからもう一つ、ソフトボールが非常に有力な会場になっておりまして、恐らく3月中には決定されるんでないかと思っておりますが、今のところはまだはっきりしておりません。

そういう中で、やはり国体をこれまでも誘致することも努めてまいりましたので町としての考え方を申しますと、一つは、やはり教育力の向上や地域の活性化、それから町のイメージアップを図るという大きな命題があると思っております。今お話しのように、宿泊施設とか駐車場とかいろいろな課題が山積しておりますが、永平寺町の魅力を出すことも大事ですし、今後そういうものも十分考えていきたいと思っております。

会場につきましては、恐らく今年度中に国のほうからといいますか、日本体育協会といいますか、から視察があるということを知っておりますが、まだ日にちは決まっておりますが、そこでいろいろなことが出てくると思っております。特に松岡中学校のバスケットにつきましては中学校の体育館の会場でありますので、民間の会場とか町の施設ではありませんので、どういうんですか、そういう不足の部分があると思っておりますが十分対応していきたいと思っておりますし、これから県と詰めましていろいろなことに対応していきたいと思っております。

国体はそれぞれの会場地が主力になりますので、永平寺町ですとハンドボールとバスケットボールと、それからソフトボールは今のところわかりませんけれども幾つかに分かれるということではありますが、その町が主体的に携わるということが国体の大きな目的になっております。県が携わるのではなく、今の場合ですと17の市と町がそれぞれの競技について携わるということですので、特に永平寺町は今のような2競技、それから種目も多いということですので十分対応していかなければならないと思っておりますので、今後十分議会ともお話し申し上げてできることを精いっぱいしまして、いい会場地となるように努力をしていき

いと考えております。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） そういうことでひとつよろしくお願いします。

じゃ、終わります。

○議長（河合永充君） 次に、4番、齋藤君の質問を許します。

4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 福祉、子育て、そして教育、住みたい、住みよい、住み続けたいまち、その実現には欠くことのできない施策、私はこのことについて3件の質問を通告いたしておりますのでよろしくお願いをいたします。

私が福祉関係の仕事にかかわり出したころ、こういう事例がありました。

ある高齢のおばあさんが、交差点の横断歩道の近くで手押し車を押しながらうろうろとしていました。そこを通りかかった若者が、信号が変わると同時にすかさずその人を交差点の横断歩道を使い反対側に連れていきました。若者たちは福祉の手助け、ボランティアをしたと自慢げでありました。しかし、そのおばあさんはすごく迷惑な顔をしました。なぜなら、そのおばあさんは今、その交差点をやっとの思いで渡ったのです。また戻されてしまったのです。

この事例をどう思いますか？ なぜなら若者たちは相手のこと、おばあさんのその気持ちを確かめないで一方的に思い、考え、判断して行動をしてしまったのです。そしてこのような結果になったのだと思います。

もう一つ。車いすの障害者の方が、舗装の状態が余りよくない、少々の段差もある道路を通行しているところに直面しました。後ろから車いすを押しあげようとしたら、すかさずその車いすの障害者に断られました。

なぜだと思いませんか？ その障害者の方は時折この道を利用しております。また、ほかに出かけたときにいろんな障害があります。そのときのために自分の力のできることは自分でやりたいと思って努力をしているのであります。

手助けは大変ありがたいことですが、通行する人みんながみんな手助けをしてくれるとは限りません。もし手助けをしてあげたいならば、危険ではないか、安全ではあるか、その近くとかその傍らで静かに見守ってあげ、また困っていると見受けたときには「何かお手伝いいたしましょうか」と一言声がけをして行動する。このことが福祉だと思います。いかがでしょうか。

さて、平成24年度の福祉関連の当初予算、これを見るとほとんどが業務の委託料、医療費関係の扶助費、そして補助金だけの予算が目につきます。国や県の

補助を受け、そして事業はすべて委託、このような形態。相対的に考えると、今日の福祉施策はこれでいいのかな、やむを得ないのかなとも思います。

町として、行政として永平寺町の福祉をどのように考え、どのように取り組んでいるのか。そして町としてどのように福祉施策を遂行しているのかお伺いをいたします。そして平成24年度における町の福祉施策の概要、そして本年度の福祉の目標というか目玉的なもの、また冒頭に挙げました事例の率直な感想、このことについてもあわせてお伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） それでは、福祉関係につきましては、本年の定例会の町長の提案理由でも重要課題の一つとして、地域福祉の充実・強化、健康（元気）づくりの推進につきまして、今までも力を尽くしてきましたがこれまで以上に積極的に取り組むことを申し上げております。平成24年度の当初予算におきましては、福祉関係では人件費を除く事業といたしまして10億6,758万4,000円。前年度より4,935万3,000円の増額予算で一般会計予算全体の12.2%を占めており、福祉関連の充実強化を図っているところでございます。

現在実施しています福祉関連の事業を申し上げます。

障害者福祉関係では、心身障害者通所通学事業、心身障害者通所通学公共交通機関利用助成事業、重度障害者医療費助成事業、障害者自立支援事業。この中には介護給付費等事業、補装具等支援事業、更生医療事業などがございます。障害者地域生活支援事業。この事業の中には手話通訳者派遣事業、自立支援センター運営事業、日中一時支援事業、移動介護事業、訪問入浴介護事業、日常生活用具給付事業等がございます。また、地域自殺対策緊急強化事業もございます。

老人福祉関係では、老人養護施設入所措置事業、低所得者居宅介護サービス利用者負担金助成事業、敬老会運営事業、在宅福祉事業。この中には配食サービス、寝具類洗濯乾燥サービス、外出支援サービス、軽度生活支援事業、すこやか介護用品支給事業、ふれあいセンター・ふれあいサロン・在宅介護支援センター事業などがございます。在宅介護ほっとひといき支援事業、屋根雪下ろし支援事業、ひとり暮らし高齢者に対する緊急通報装置の設置事業、高齢者の閉じこもり防止、介護予防の地域ふれあいサロン、現在55地区がございます。地域福祉の連携体制の強化のための諸福祉委員会、今現在36ございます。老人クラブ運営事業、各老人センターの維持管理に伴う経費がございます。

母子福祉関係では、母子・父子医療費助成事業を実施しております。

児童福祉関係では、子ども医療費助成事業、出産祝い金支援事業、親子でふれあい子育て支援事業を行っております。

健康づくり関係では、育児相談、ママサロン等の母子保健事業、妊婦、乳幼児の健康状態を健診する妊婦・乳幼児健診事業。予防接種事業といたしまして、ポリオ、BCGなどの定期予防接種。任意予防接種といたしまして、子どもインフルエンザ、老人インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの接種を行っております。健康増進事業では各種健康教室、各種健康診査や健康モデル地区を選定いたしまして、地域から健康づくりを実施していただいております。元気長生き健康づくり推進事業では各種がん検診の無料化を実施しております。

以上のように、町民の方が、特に高齢者や障害を持つ方が元気で活躍できるよう、また健康で笑顔があふれるまちを築くためさまざまな福祉や保険の施策を実施しているところでございます。

また、平成24年度の主な事業といたしまして、新規拡大といたしまして、高齢者福祉関係では、在宅で重度の介護者を介護されている非課税世帯に対しまして月5,000円の慰労金を支給する在宅介護慰労金助成事業、ひとり暮らし老人等の権利擁護ボランティアで活動しています永平寺町民後見人育成会の助成、在宅で介護を必要とする方への在宅福祉事業、外出支援事業などの充実、元気で長生きしていただき、介護予防につながる生活習慣病予防の教室がございます。

障害福祉関係では、障害者基本計画、障害福祉計画策定などがございます。福祉の目標として、高齢者や障害をお持ちの方が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組みを図っているところでございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 次に、地域包括支援センターについてお尋ねをいたします。

質問の前に、地域包括支援センターとはどのようなものか。また、どのような業務なのか。地域における役割というかその内容について簡単にわかりやすくご説明をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） まず、地域包括支援センターでございますけれども、包括支援センターは地域の、特にお年寄り、介護を要する方のための在宅での介護のお世話とかの相談、そういうことを特に重点として行っている業務でございます。

ます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） さて、本年度よりこの地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託する、その目的、その主な理由は何なんでしょうか。お伺いをいたします。業務のすべてを委託する、このことによる大きな利点、その効果等はあるのですか。地域福祉のサービス向上が十分図られるのかどうかです。そして委託先の社会福祉協議会は居宅介護支援事業者です。居宅事業者が地域包括支援センターを運営することについて何ら問題点がないのかどうかをお尋ねします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） まず目的、理由でございますけれども、現在、在宅介護支援センターにおきましては、配食サービス、外出支援サービス、すこやか介護用品支給事業等の社協に委託をしております。地域包括支援センターと連絡を強化すれば、より利用者の利便性が図られるということで考えを持っております。また、社会福祉協議会はほかの社会福祉法人と違いまして町内全域の福祉に精通をしており、公平性を重視し地域福祉を考慮しているというふうな考えを持っております。

次に、利点、効果につきまして、福祉サービスの向上が図られるかという点でございますけれども、地域包括支援センターは、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健師、これはベテラン看護師の有資格者が必要でございます。永平寺町の社会福祉協議会におきましては有資格者が数多くいるということで移動等が容易であるということ、それから在宅介護支援センターと地域包括支援センターが連携すれば高齢者の状況に早期に対応できるという点、また、権利擁護関係では、比較的軽い認知症の方のサービスとして日常生活支援事業というのを社会福祉協議会が行っております。成年後見制度への移行や高齢者の虐待防止も含めた相談や対応がスムーズに図られるという点もございます。

それから介護保険事業者が地域包括支援センターを運営できるのかという質問でございますけれども、介護保険法施行規則第140条の67で、一部事務組合、広域連合、医療法人、社会福祉法人等に委託ができるということになっております。特別問題はございません。

公平性の問題につきましては、委託契約の中で中立義務として、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類や特定の事業者に与え得ることがないように、公平、中立に行うことを義務づけております。また、地域包括支援センター

運営協議会でチェック機能の強化や評価が大切に行われることが必要だということ
とで公平性が保たれているということでございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） この支援センターを初め福祉関連事業、施設の管理等々、社会福祉協議会に対し相当な事業を委託しておりますが、社会福祉協議会がこれを十分にこなせるのでしょうか。

私は、社会福祉協議会というのは、行政では限度のある福祉事業や業務を民間という立場で行政にかわって行う組織であると思っております。しかし、余にも業務が多過ぎて本来の地域福祉業務が末端まで行き届かないのではないのでしょうか。どうですか。社会福祉協議会としての本来の仕事が置き去りになってしまっているのではないのでしょうか。不安であります。

これだけ多くの事業を委託する、このことから町と社会福祉協議会との連携、かかわり合いはどのようにされているのか。そして経由する地域ふれあいサロン等のさまざまな助成金や補助金が適切かつ公平に支出をされているのかどうか。また、多額の補助金や委託料を助成する一組織として、町として、行政として定期的な事務指導、監査等の実施や、また今後の課題として、町から職員の派遣等について検討をされるそのお気持ちがあるかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 社協との連携に関しましては、年に何回か事務局同士でお話をさせていただいております。いろいろな課題につきまして検討をさせていただいております。また、社協の理事といたしまして福祉保健課長も理事として同席をしておりますので、その中でいろいろと社協の中のことを連携をさせていただくのと同時に、いろいろなご意見も出させていただいております。

それから、人事につきましては、私のほうでは申し上げられませんので差し控えさせていただきます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 今、社協に対しての私の質問がもう一つございまして、定期的な事務指導監査を実施する計画があるかとか、それから今後こんだけの補助金を出している社協に対し、お目付役ではないんですけど、やはり職員を派遣するということが。予算的に見ますと大体5億近いんですかね。職員数も相当おられます。果たして社協にそういう管理ができるのかどうかというのが私は不安など

ころがありますので、そういう考えがあるかないかということだけお聞かせを願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） まず、私のほうから社会福祉協議会に対する職員の派遣についての考え方についてお答えをさせていただきますが。

ご承知のとおり、町には社会福祉協議会を初め相当の公的団体といえますが、公的な機関というものが幾つかございます。そういったところと町が十分な連携をしながらいろんな行政を進めていくことについては十分考えているところでございます。これまでも、例えて言うならば、町の商工会に対して職員を派遣いたしまして町の商工業の活性化といった観点から事務を従事してきた、そういった経緯もございます。

そういうことが今後必要であるならば十分そういうことも考えなければなりませんけれども、今いつまでにとということではなくして、そういうことが必要ならばぜひ考えていきたいということに、今はそういうことでお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 福祉とは幅広く限りがなく奥深いものだと思います。

地域の人たちで支え合う、このことは当然のことです。しかし、地域の人たちがその方法ややり方を知らなかったらどうなのでしょう。また、地域の指導者である民生委員や福祉委員、その方たちがその役割や方法を本当に理解されているのでしょうか。私は福祉にかかわる職員や社会福祉協議会の職員が直接に地域に出向きその方法等を教えたり、また率先して地域の人たちとそれを実現することが必要であると思いますがどうでしょうか。

以前にも申し上げたことがあります。ある市か町の福祉関係の職員たちがひとり暮らしや高齢者等の世帯を一軒一軒回っている姿がテレビで放映されておりました。「区長さんや民生委員に連絡してあるから」と、これで終わることなく、町として直接に相談に応じたり、アドバイス等相手の気持ちに立ったきめ細やかな施策や対応等、万全を期していただきたいと思いますがいかがですか。

福祉とは、冷たい頭、そして温かい心だと思います。高齢化社会、そして少子化社会、福祉需要はますます複雑・多様化してきます。目線は低く、何を求めているか相手の気持ちに立った福祉施策、いま一度、再度そのお気持ちというか意気込みをお聞かせください。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） おっしゃるとおり、今、核家族化が非常に進んでおりまして、住民の方の福祉のほうのニーズも非常に多岐多様にわたっております。

こういう中で23年度の事業でございまして、地域支え合い事業の中で、これも社協のほうでお願いをしているんですけども、民生委員さん、区長さん、それから福祉委員さんを集めた、見守り、それから地域連携のことについていろいろと講演会等を行っております。これは各小学校単位で行っております。そういうふうな地域福祉のことを地域の人でより考えましょうというふうな講演会を今年いろいろな小学校単位で行っております。

町としても、そういうふうに社協にお願いする分、それから民生委員等のお願いによっていろいろとこれから福祉に対して地域における問題等も含めてお願いをしていくということで、町のほうもそういう地域福祉のことを充実していくということで行っております。今後とも、そういうふうな点ではより地域に根差した福祉を進めていこうというふうな考えを持っております。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 地域で支え合う、このことが大切であります。課長は常日ごろ、地域のみんなで支え合ってほしいということも言われております。私も聞いております。

しかし、地域における指導者がいないとそれは全く実現は不可能だと思いますので、今後ともその地域におけるリーダー、指導者を育成するためにも努力をお願いしたいと思います。

次に……。

○議長（河合永充君） 休憩入れてよろしいですか。まだ福祉。

○4番（齋藤則男君） いや、福祉はこれで終わりです。次、子育て支援。

○議長（河合永充君） ここで1回休憩入れさせていただいていいですか。

○4番（齋藤則男君） はい、いいです。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

10分から再開いたします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開いたします。

4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 次に、子育て支援についてお伺いをいたします。

昨年12月の定例議会一般質問にて、私は子育て支援について提言をさせていただきました。待っているだけではなく、仕掛ける、出かける子育て支援。物や金銭での支援も必要であります、心の支援が最も重要だと思ひ提言をさせていただきました。

子育ての疲れから発作的にか、幼い短い命を奪ったり虐待やいじめがテレビ等で報道されているのが目につきます。本町にはないと思ひますし、あつてはならないことだと思ひます。

電話だけの相談や相談場所に訪れるのを待っている。これだけではどうでしょうか。直接に家庭を訪問したり、直接に向き合いそして相談に応じることによりお互いに得るもの、また与えるものが幾つもあると思ひますが、どうでしょうか。

そこで、子育て支援課内に保健師もしくは子育て専門の職員の配置をするとか、また、現状の家庭訪問等の方法や回数等について、庁内において検討されたのかどうかお伺いをいたします。そして平成24年度に向けた町の子育て支援の施策の中で、本年度特に力を入れたい特別な事業などがあればお示しください。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 今ほど議員さんがおっしゃいましたことに対してお答えいたします。

12月の定例議会で、保健師もしくは子育て支援の専門職を子育て支援課に配置したらどうかということのご提案をいただきました。ご存じのとおり、現在、妊産婦や新生児の乳児を持つ家庭には、保健師が子供の成長や母親の体などの悩みや不安などについて訪問活動も行っております。子育て支援課では、ママと赤ちゃんのふれあい講座や一時預かり・特定保育事業、病児デイケア促進事業、すみずみ子育てサポート事業、すくすく保育支援事業、子育てバックアップ事業、ゼロ歳児保育、延長保育、すこやか子育て講演事業、保育カウンセリング事業、お父さんの子育て支援講座、ちびっこ音楽鑑賞会、えいへいじ・ほのぼの子育てサポート事業など、お子様の健やかな成長のためのさまざまな事業を行っているところでございます。

訪問しての相談や指導活動につきましては、子育て支援センターに保育士の資格を持った指導員を配置しまして、お子さんの発達や子育て家庭の中での悩み事などの相談に応じているところです。本年度の家庭訪問件数は、現在のところ5

人で延べ15回です。そのほか、子育て支援センターでは、ご来場しての相談は16人、延べ17回、電話での相談は4人で延べ4回となっております。子育て支援センターの活動の一環ということで顔見知りの方も多く、気がかりな方々へはご要望がなくても声かけを行い、お母さん方にも非常に信頼されて相談を受けております。また、保健師とも常に情報を交換し合い、保健センターでの乳児健診にも年間16回同席し、積極的に声かけや子育て家庭訪問のチラシ配布を行っている状況でございます。

このように保健師及び子育て支援センターの指導員が活発に活動を行っておりますので、現在は現体制のままで福祉保健課とこれまで以上に連携し、情報を密にしながら積極的に家庭訪問についてのPRも行い、住民のご要望にできるだけおこたえしたいと考えております。

次に、24年度力を入れたい特別の事業などについてでございますけれども、えいへいじ子育て応援の日設定事業は2年目を迎えます。平成24年度は休日等に園の開放を設定します。ほかの地域の方々にもお越しいただき、地域全体、家族全体で参加し、ものづくりなどを行うことで情操を高め、子育て中の家族がともに過ごす時間を持ち、家族のきずなを深め、親子が触れ合う子育てしやすい環境の充実を図りたいと考えております。

また、少子化対策としまして、保護者が仕事、そのほかの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、町が委託しました乳児院等の実施施設で生活指導や食事の提供を行うトワイライトステイや、保護者の病気その他の理由により一時的に養育が困難となった場合に町が委託した乳児院等の実施施設で養育を行いますショートステイの夜間・短期入所保育事業を実施し、仕事と子育ての両立支援を図りたいと考えております。

そのほか、園児に本を読み聞かせたり見てもらうことにより豊かな心や思考力を養い、あらゆるものに対する関心や興味を持たせ、子供の創造力、情操力を高めることを目的に、全園において絵本などの図書の整備を行う予定です。

次の時代を担う子供たちが健やかに成長し、心豊かにはぐくまれることを願い、永平寺町が子育て世帯にとって住みやすいまち、だれもが安心して子育てできる子育てに優しいまちという視点に立ちまして、子どもの健やかな成長と自立を支える環境づくり、安心して生み・育てることが出来る環境づくり、子どもが安全に育つ環境づくりの基本目標に沿って子育ての施策や事業の推進に努めてまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 子育て支援のまち永平寺町の名に恥じない政策をお願いしたいと思っております。

次に、今、町が実施しております放課後児童クラブについて、その現状について、そして問題点、課題等があれば、そのことについて伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） お答えいたします。

放課後児童クラブは、永平寺町放課後児童健全育成・ミニ児童クラブ育成事業実施要綱に基づきまして、平成22年度までは1年生から3年生までの児童を対象に、各小学校区で7つの児童クラブを設置していました。平成23年度より4年生も対象学年といたしまして、平成22年度194名の利用者は、平成23年度には237名となり43名の増加となっています。4年生の受け入れにより松岡児童クラブでは最大利用人数の70名を超したことから2つに分け、現在は計8カ所の児童クラブを開設し、児童厚生員や指導員が学校、家庭との連携を図りつつ児童の保護や育成、指導を行っております。

現在、放課後児童クラブへの入会のご希望の方は該当者が全員入っていただいておりますので、日中保護者がいらっしゃらないなどのご家庭の小学校低学年の児童に対して、放課後に適切な遊びや安全な生活の場を与え、児童の健全な育成を図るという目的は達成しております。また、職員のきめ細かな対応により、保護者の皆様にも安心してお預けいただいているところでございます。

問題点は特にはございませんが、子供たちが遊びを通して自主性や社会性、創造性を培うことができるよう、児童館、放課後児童クラブ、また生涯学習課が実施しております放課後子ども教室が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 今後、ますます放課後児童クラブの必要性は増加の傾向にあると思います。通所の利便性や安全性を考慮し、学校の空き室を利用した児童クラブの開設、このことについて、課題としてぜひとも検討されますよう要望をしておきます。

次に、平成24年度における永平寺町の教育方針について、教育長にお尋ねをいたします。

ゆとり教育の見直し、学習指導要領等の改正と、国ではさまざまな形での教育改革が実施されております。人間形成のもととなる教育は最も重要であり、とても大切なものであると思います。

大学生が算数を知らないため大学での再教育をとの今日、考える力、表現力、理解力が不足しているのではないのでしょうか。総合的な力を身につける、このことが大切ではないのでしょうか。その中でも小学校高学年の教育が最も重要であり大切であると聞いております。

そこで、毎年この時期お伺いをしております新年度に向けた教育方針についてお伺いをいたします。また、あわせて、平成24年度において特に力を入れていきたい教育目標があれば、このことについてもお伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） それでは、まず平成24年度の永平寺町教育方針についてを申し上げたいと思います。

町の教育方針は、地域の豊かな自然、伝統ある歴史や文化の中で自信と誇りを持ち、心豊かで生きがいと活力のある社会を目指すということになっております。

具体的には永平寺町の目指す教育の姿というのがございまして、これを申し上げます。一つは、ふるさとの自然や伝統をととび、ふるさとを愛する人を育てる。みずから学び、考え、行動し、活力あるまちづくりを目指す人を育てる。それから生命をととび、思いやりの心を持って社会に貢献できる人を育てる。それからスポーツや体験活動に親しみ、心身ともに健康な人を育てる。それから家庭や地域の教育力の充実を図り、ともに生きる社会を築く人を育てるということが町の教育方針であります。これは学校教育及び生涯学習全部ひっくるめての目標でございます。

それから、次にお尋ねの平成24年度の特に力を入れていきたい施策のうち、幾つかご紹介したいと思います。

学校教育関係では、小中学校の連携教育の推進、それから教師の指導力向上に力を入れていきたいと思います。小中学校の連携教育では、これまでも取り組んでまいりましたが、特に来年度は夏休み中に教頭会が中心となりまして、町の全教職員が参加して全体会、分科会などを開く予定です。これは大きな効果が見込める研究大会であり、さらなる連携教育を推進できるものと期待しております。

でございます。また、教師の教育力向上では、地元大学の教授を学校に招き、大学で考えられている最先端の教育法、それと学校教育現場の経験より得られた教育法等を互いに研究し合い、そういう中で教師の指導力を高めるということを目指したいと思っています。

なお、本町では以前から学校元気創造事業とか確かな学力の育成支援事業、特別支援教育の支援員配置事業等、いろいろユニークな教育関係の施策がございます。全国学力調査などにもよい成績がとれて効果があらわれているのではないかと考えています。

それから生涯学習関係では、町民ラジオ体操推進事業、それから全国高校総体受け入れ事業等に力を入れていきたい。新しい新規の事業でございます。ことし7月21日にNHKより「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が開催される予定です。この体操会が盛大に展開されるよう協力し永平寺町の魅力を全国に発信するとともに、町民の健康づくりを支援したいというぐあいに考えております。なお、このNHKのラジオ体操はこれで3回目となります。

また、ことし8月1日から8月6日まで全国高校総体があります。永平寺町においてはバドミントン競技が開催される予定です。その際には県内外より選手、役員、応援団としてたくさんの方々が来町されることとなります。その方々に永平寺町のすばらしさをアピールし、観光めぐりを勧めたり本町のイメージアップを図りたいというぐあいに考えているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 毎年この時期、3月は教職員の異動の時節です。永平寺町の教育方針、教育目標に沿った教員の確保と青山教育長のその手腕をご期待申し上げております。

福祉、子育て、教育、この観点から質問をさせていただきました。人口約2万の小規模な町だからこそできる福祉、子育て、そして教育、隅々まで行き届いたきめ細やかな町、住みたい、住みよい、住み続けたい町、永平寺町、これが必ずや人口減少の歯どめにもなるものと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（河合永充君） 次に、11番、長谷川君の質問を許します。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 通告に従いまして、今回5問の質問をさせていただきます。

す。

早速1問目のことしの冬を顧みて、除雪体制についての質問でございます。

ことしの冬も国の内外の各地で豪雪の被害が相次ぎまして、特に北半球が顕著で日本国内も全国死者数103名、うち福井県3名。これは2月17日のデータでございます。その後23日に大野市の60歳の男性が雪に絡む事故で1人亡くなっています。県内4名となります。その豪雪の大きな要因としてラニーニャ現象の影響によるものと報じておりました。私たちの永平寺町が幸いにして大きな被害がなかったことは神仏に感謝しないといけないと思うところであります。

それにしても、除雪に要した経費8,000万近くということをお聞きしています。春になると解けてしまう雪が恨めしい限りでございます。とりわけ除雪関係者の皆さんのご苦勞に対しましても感謝申し上げる次第でございます。

その中で1点、今後の除雪に向けてお願いをしておきたいと思えます。

なかなか自然相手でさまざまなケースに対して対応しないといけないと、大変だと思っております。昨年、私、一般質問の中で、朝方の降雪で通勤通学時に除雪が間に合わなかったことで除雪基地についてのご提案をさせていただいております。

今回は、実は1月25日、日本列島各地で大雪警報が発令された日のことでございます。今冬最大級の寒波で朝からほぼ間断なく降り続きまして、夕方には各幼稚園の園児の帰るころには積雪量は25センチにも、地区によっては30センチに達していたと思われまます。

実は私の孫のことで大変恐縮なんです、松岡地区の幼稚園にお世話になっております。当日、1月25日ですが、午後4時近くに孫を迎えにいったときには園長先生初め3人の先生方が駐車場の除雪をしておりました。その園は駐車スペースが5台程度で直接道路に面した場所であるわけです。しかし、4時前後になると親御さんが園児を迎えにくる時間帯で園内も大変忙しくなります。そんなときに除雪もしないといけないとなると大変です。

そんなことを思いながら、実は永平寺、上志比地区の幼稚園はいずれも駐車場が広いことから、保育士の手では十分に保護者の皆さんの満足のいくところまでは除雪が行き届かないと思います。その日、1月25日ですが、私の見たところ、日中除雪車は稼働していなかったように思います。朝の除雪は道路優先で公共施設は後回しになるのはいたし方がないと思いつつも、できるだけ幼稚園の駐車

場も早目の除雪をお願いしたいと思うのはどの親御さんも同じだろうと思います。

少なくとも業者委託前、役場職員が除雪をしていたころは、雪の状況を見ながらできる限り早く率先して対応していたとっております。今は全面的に業者に委託しておりますが、その委託によって除排雪の質を低下させないようにぜひお願いをしたいものでございます。町民の皆さんは、役場の職員が除雪しようと業者が除雪しようと思わないと思っております。

もう少し細かく言うと、役場の中で建設課の職員がとか子育て支援課の職員がとかだれがとかというんでなく、行政と業者があうんの呼吸で臨める体制。ここでは特に私は幼稚園の駐車場に限って申し上げてはいますが、いろいろなことがあると思っておりますけれども、その除雪について、業者の状況判断のもとでいつでも業者が、役場もいつでも対応できる形がいいんですけども、いつでも対応できるような形をお願いをしたいと思うわけでございますが、どなたか代表で一人お答えいただければと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 1月25日は、早朝除雪により道路除雪とあわせて幼稚園など公共施設の除雪を行いました。日中も雪が降り続いたことから随時パトロールを実施し路面の積雪状況等を確認した結果、上志比地区の一部では午後からも除雪作業を行っております。幼稚園につきましては、日中の対応といたしまして担当課と各幼稚園が連絡調整を行い、除雪が必要な場合は担当課の職員が作業に従事するよう現在お願いをしております。

当日も幼稚園の駐車場周辺の除雪について協議をいたしました。作業時間が幼稚園のお迎えの時間と重なり大変危険であると判断させていただきました。翌日の早朝除雪の対応とさせていただいたところでございます。

今後も天気予報や路線パトロールによる路面状況などの情報を収集しながら、各施設管理担当課や委託業者と連絡をとり効率の高い除雪対応を行い、道路交通の確保をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

ですからさまざまなケースが出てくると思います。昨年も早朝除雪のことで一度歩けばというふうなことで。早朝降り続く場合がありますね。1月25日も上

志比の場合は駐車場を除雪したということで、除雪した後もやはり降雪の状況を的確に判断していただいて、臨機応変に確かな対応をひとつお願いしたいと思います。

今お聞きしますとそれなりの対応はされていると思いますけれども、一度したからということになしに、その日は相当、本当に中断なく降り続いて、見る見る見る見る積もっていったような状況であったかと思います。ですからそういった意味では一度したからというのでなしに状況を十分把握していただいて、これは保護者からの声でございますので、今後の除雪体制、備えとしてお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

2問目ですが、不燃ごみ回収の変更についての質問でございます。

きのう、町の広報紙が私のうちへ届きました。その4ページに「ごみの出し方を全町統一するため、平成24年4月から変更になります！！」ということで、まさに私が今質問しようということが掲載されております。不燃ごみ回収につきまして、指定ごみからコンテナ方式に変更して4月から実施ということでここにもお知らせが来ております。その体制は万全かということでございます。

指定袋からコンテナ方式に移行するメリットとして、ごみ袋が要らなくなってごみ袋代がかからなくなるとの説明ですが、金銭の問題ではなくして、今までより不便になるのではないかとの指摘でございます。

一つには、東古市地区のように12ステーションもある地区を1カ所だけの拠点回収場所とするのは納得できないというものでございます。「排出場所が遠くなってお年寄りなどは不燃物を捨てられなくなる」とか「不燃物が拠点回収場所以外のステーションに出された場合は行政はどのように対応してくれるのか」とか、これは老婆心からの声でございます。

また、この写真を見るとどの程度のコンテナなのか写真が小さいのでわかりませんが、今質問申し上げますのは、ワンステーション当たりにコンテナ4個程度の排出量があるとして、12ステーション分で約50個のコンテナをどこに保管するのかといったことはどう考えておられるのかということでございます。

現在、東古市は東古市の神社、春日神社でいろいろな仕分けをしております。今現在でも50個程度のコンテナがいわば山積みされているような状況であります。そんなこともいろいろ考えますと、今言いましたようにこのコンテナ、大きいのか、小さいものを拡大して見せているのかちょっとわからないんですが、大

きいとしたらこういうふうなものをどこへ保管していくのかなという、ちょっとそういう思いもあるんですが、ここでひとつ課長、お願いします。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（勝見隆一君） ご説明を申し上げます。

まず、燃やせないごみの出し方につきましては、松岡地区がコンテナに直接搬入をいたします。また、永平寺地区、上志比地区におきましては、燃やせないごみを指定のごみ袋を使用しまして搬出をさせていただいているところでございます。そのことにつきまして、町長と女性連絡協議会の語る会、町政懇談会、区長会、環境美化推進会議等の要望、また一般住民からの問い合わせ等があり、「なぜこの地区はごみ袋を使用するのか」とか「ごみ袋が破けてしまう。もっと丈夫にできないか」とか、また新しく松岡地区に転入された方につきましては「燃やせないごみのごみ袋を買ってしまった。どうしたらいいのか」というさまざまな苦情、要望等がございました。例えば、燃やせないごみ袋を破けにくい厚みにした場合につきましては、ごみ袋の卸値単価が現状の1.8から2倍に値上がりするというところでございまして、この方法では住民のご理解を得られないのではないかと判断をいたしております。

そこで、永平寺地区、上志比地区でも既に資源ごみはコンテナ方式になっておりますので、燃やせないごみもコンテナ方式といたしまして全町統一化を図った次第でございます。

まず、燃やせないごみの搬出は、現在のごみステーションから、東古市さんでは神社ということでございますが、神社や公園などの拠点回収場所に搬出をしております。ただいま、各区長さんには必要なコンテナ数、燃えないごみのコンテナの数量、または世帯の多い地区につきましては新しい回収場所の追加等を申し受けております。これにつきまして新しく追加された地区につきましては、地区で場所をお決めいただきまして十分対応させていただきたいと思っております。

また、燃やせないごみのコンテナが不足した場合には、今おありの資源用の瓶のコンテナがございまして、それも代用することも可能ということで区長さんにはお知らせをしております。その結果、保管スペースが少しでも少なくなるということでございます。

また、お年寄りの方につきましては、大変申しわけないんですが、今まで資源ごみを出されたこともございまして、その拠点回収の場所のほうにお願いをしたいと思っておりますが、どうしても体がご不自由、動けないという方につきま

しては地区で助け合い、共助という形でお願いを申し上げたいと思っております。

そういうふうな形で、今回、24年4月からこういうコンテナ方式、またその場所を拠点回収とさせていただいた次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 課長、このコンテナというのはどんな大きさやね？

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（勝見隆一君） コンテナにつきましては今までの資源ごみのコンテナとおんなじでございまして、縦が60センチ、横が40センチ、高さが30センチぐらいの普通の野菜が入られるビールケースのようなコンテナということでございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） そうすると、今現状使っているようなコンテナのいかさやね。何かこの写真を見るとちょっとわからんもんで。

ほんで、例えば古市なんかには12カ所あるでしょう。今、集めるステーションが。それをコンテナ方式で神社なりに1カ所ですという話でしょう。そのコンテナというのは新たにコンテナを何するんけ。古市には今現在50ほどコンテナがあるんですね。そのコンテナを利用するということけ。ちょっとお願いします。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（勝見隆一君） 基本的には、燃やせないごみのコンテナにつきましては新しくつくらせていただいております。これを各地区の要望のあった数量だけ配付をさせていただくような段取りでおります。

基本的には余りコンテナを地区に多く配付することもできません。基本的には1地区5個か6個というふうなことで考えておりますが、地区によりましてはどうしても不足するということもございますので、これにつきましては今までの資源ごみの瓶のコンテナ等を代用しまして、そこにに入れていただければ回収するというふうな方法をとりたいと思っております。

それとあと東古市の、どうしても270戸かそれぐらいあると思いますが、その多い地区につきましては、神社だけでなくどこか皆さんが搬出しやすいような箇所も拠点場所として新たに追加も申し受けておりますので、そういうふうな対応をお願いしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ちょっとイメージがわからないんで何とも言えないんです

けれども。

続いて、町民へのいわゆるここで言っています全町統一ですね。各地区同一のサービスの観点からちょっとお聞きしますけれども、松岡地区の委託業者は前日にコンテナを設置して収集日に回収すると聞いております。永平寺、上志比地区も同一の収集方式で委託業者が行うのかという質問ですけど、どうもさきの回答を聞くとちょっと違うのかなと思うんですけど。

それと、現在、永平寺、上志比地区の不燃物回収は、それも課長から言っていますけど委託業者がパッカー車で不燃物を収集していると。変更することによって、地区の話も出てきましたけど、コンテナの設置やら後片づけ清掃、地区の住民に押しつけるということであれば、住民はなかなか納得できないし、協力もできないという声もあります。したがって、そういうことであれば変更しないほうがよいのではないかとの意見があるわけですけども、そのところはいかがですか。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（勝見隆一君） 現在、松岡地区におきましては、合併以前から市街地ということで住宅等も密集しておりまして、どうしてもコンテナ保管場所等々につきまして確保する場所が困難ということで、これ合併以前、相当前からでございますが、コンテナを回収します。この資源ごみのコンテナを出す時間でございますが、これは搬出する前日の夕方にコンテナを配置します。そして朝方、地区の当番の方がそれを並べていただくと。そして後、業者がそのままコンテナを回収するというふうな方式をとっております。

松岡地区はどうしてもそういうふうな事情がございましてそういうふうな形をとっておりますが、ただ、永平寺、上志比地区の回収につきましては、今までどおりコンテナをその地区で保管していただきまして、朝方、また前日に並べてずっと置いておくというふうな地区もあるとは聞いておりますが、そういうふうな形で保管のほうは地区でお願いしたいと。このことにつきましては、どうしても松岡と永平寺、上志比では地区的な違いもございまして、今の段階ではなかなか回収も難しいということでございます。また、永平寺、上志比地区の回収業者さんにはこのことについて不均衡が出ないようにということで、まずもってコンテナは保管をしていただくわけでございますが、あと回収した保管につきましては回収業者がきちんと保管庫に入れていただく。また、散らかったごみにつきましては、回収業者が清掃を行うというふうなお願いもしてございますので、今の段

階ではそういうふうな形でぜひお願いをしたいと思っております。よろしくお願
いします。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 課長のほうにもその苦情というかご意見というか、先ほ
どもいろいろあったようでございます。私のほうもいろいろ聞いていますんでな
かなか、これはお願いということで要望ということにしておきますけれども、今
こういうふうにして町の広報紙も出ていますし、この変更につきましてははまだま
だ住民の理解はいただけていないと、私、そういうふうに認識しております。

何度も繰り返しますけれども、永平寺、上志比の不燃物の回収については現状
のほうがよく住民サービスになっていると思っっている方もおります。そうはい
っても、町のほうではこういうふうなことで報じていますように既に実施の方向
で進められていると思いますから、今後とも十分に住民に周知していただいて、
また、今後地区の要望も出てくると思います。十分に聞いていただくとともに、
その実行をぜひともお願いしたいと思えます。実質的に全町統一になるようにベ
ストな方向で対応していただきたいと思えます。これは要望しておきます。

この質問はこれで終わります。

○議長（河合永充君） これでもういいですか。ここで

○11番（長谷川治人君） いいです。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

1時より再開いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 次の質問に移ります。

3問目は、歴史的遺産である下志比監視哨跡地を後世のために何らかの形で残
せないかという提案でございます。

永平寺地区の西側に位置する法寺岡集落の山林に、ちょうど手繰ヶ城山古墳の
東側に隣接するように戦時中の歴史的遺産跡地があります。ここは昭和20年8
月の終戦まで監視哨の置かれたところで、現在は約100坪ほどの広場に監視哨
跡地を表示する案内板が1基設置されています。その案内板によりますと、昭和

13年ごろから敵の飛行機の本土襲来に備えて各地に監視哨が設置されまして、県内では、福井、丸岡、三国、大野、四ヶ浦、敦賀、高浜などにも置かれたようでございます。

ここは、眼下に九頭竜川、東は遠く白山連峰、近くは鷲ヶ岳、浄法寺山、城山、西のほうには広大な坂井平野から九頭竜川河口、日本海を臨めます。南は二本松山、北は丸岡城、錦城山などがありまして、眺望は最高のところですよ。また、隣地には、先ほども言ったように、4世紀末、北陸地方に大きな勢力を持った豪族の墓であります手繰ヶ城山古墳があります。

昭和16年12月8日の大東亜戦争勃発から昭和20年8月15日の終戦まで6班が24時間勤務交代で監視の任務に当たって、一般の班編成は副哨長、班長、署員6名の計8名で構成されておりました。また最初の立哨台は松の木にやぐらを組んだものでしたが、その後、消防団の詰所をここに移築し、その屋根にやぐらを組んだものでありました。夜間の通信手段はランプの明かりが頼りで、昭和18年には電気が引かれて新しく哨舎も建てられて、この監視哨には当時、要人がわざわざ視察に見えられておりますことから県下の重要な監視哨であったようでございます。

当該箇所につきましては、近年になって手繰ヶ城山古墳が整備されるようになったことから、地区の歩け歩けコースにも組み込まれるようになっております。春には桜も咲いて空気も澄んでおりますし、大変見晴らしのよい町内の穴場的な場所であろうと思っております。少々残念なのは、周辺の木々が大きくなって眺望を阻害しているというところがあるかなと。しかしながら、地主さんの協力をいただきまして一部杉の木の伐採はされておるところでございます。

本場所は、手繰ヶ城古墳跡地との隣地に近接しております。先般、2月21日の全員協議会の中で中期財政計画が示されましたが、その中で歴史文化資源を生かした古墳群の整備ということで、今後、手繰ヶ城古墳跡地のさらなる整備があるとすればその整備とあわせて、できたらその整備と関係なしにでも、この当該歴史的遺産であります下志比監視哨跡地に過去の無意味な戦争の戦火を後世に伝える意味で何らかの形で、すなわち擬木とか維持管理上支障を来さない形で何か残せないものかなという提案でございますが、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） ご質問のありました下志比監視哨跡地でございますが、議員さんがおっしゃいましたように詳細についてはご説明をいただきました。

ので割愛させていただきます。

下志比監視哨跡地は、県内でも珍しく第2次世界大戦の傷跡を今に伝える重要な文化財です。しかし、文化財の町指定はされておりません。現在検討中の松岡古墳群整備計画にも入っておりません。これは史跡の性格、年代が大幅に異なっているため一体的な整備計画策定は難しいと思います。

ただ、監視哨跡近辺までの道路整備、監視哨跡への案内看板は、手繰ヶ城山古墳の整備に関連づけて行うことが可能かと思えます。できる限りの環境改善を行います。

町内にはさまざまな文化財があります。指定文化財はその一部にすぎません。現在、永平寺町文化財保護委員会において、町内文化財の総合調査実施と総合整備計画の策定について検討を重ねております。下志比監視哨跡地についても町内の貴重な財産としてリストアップし、活用を図る対象として検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

看板の件でございますが、私もあの現場を見ましたんですが、改修と言えるかどうかは知らないんですけど、4分の1程度のものを張りつけたものになっているように思っています。きちっともとの看板を改修していただきたいと、そういうふうに思います。

それと、手繰ヶ城の看板ですけど、国道416に面したところに志比塚の西のほうの入り口に擬木でできているのかね、「国指定手繰ヶ城古墳あり」、あの看板が結構汚れているかなと、見にくいかなと思えますんで、そこらあたりの清掃というか、そこら辺もひとつお願いしたいと思えますが、何かコメントありましたら。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 今ほど議員さんがおっしゃいました志比塚地区の看板でございますが、一時割れておりましたそれをセメントで補修したような形でございますが、大変汚れておるといいうのも事実でございますので、今後清掃を、その辺を考えたいと思えます。

また、下志比監視哨跡地にあります看板でございますが、やはり経年劣化によりましてフィルムが全部はがれるような状態になってしまいましたもので、A3

判ではございますが、仮にラミネート加工をいたしました看板をつけさせていただいております。下志比監視哨跡地につきましては、平成24年度の予算をもって早急に案内文の内容は練り直しまして、説明文の張りかえを実施いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

4問目の消防に関する質問でございます。後ほど渡邊特別委員長からも、それから上田議員からも通告がなされておりますので、私のほうからは1点だけお問い合わせいたします。

先般、2月21日の全員協議会におきまして、町長のほうから消防署の永平寺分署を4月1日から廃止する旨の話がございました。私どもは全く予想をしていなかったことではありませんが、突然でちょっとびっくりしたようなわけでございます。どうかその考えに至った経緯、当面どうしていくのか、今後の方向性などをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） ただいまの永平寺分署廃止に至った経緯、当面どうするのか、また今後の方向性についてのご質問でございますのでご答弁させていただきます。

消防組合発足後、1署2分署体制で実施しておりました。身近なところに消防車、救急車を配置し、住民の安心、安全の観点からこのような体制に取り組んでまいったところでございます。

ご承知のとおり、現在限られた人数で対応しておりますが、今後、救急業務の高度化と住民が求めるニーズが高くなっておりますことから、現在の永平寺分署の2人体制を見直し新しい消防体制を構築するもので、消防の機能を永平寺地区はもちろん、上志比、松岡地区におきましても機能を落とすことなくきめ細やかな住民サービスに取り組むことが最大限の使命と考えております。

また、現在、消防救急デジタル無線の調査が終了し、正式な結果は出ておりませんが、最大の伝播が得られやすい中心部に置くことが望ましい等をあわせまして、また1本部1署体制も含めた柔軟な形で取り組んでまいりたいと考えております。

また、この一般質問、また予算委員会、特別委員会終了後の14、15、16の水、木、金ですか、ごろに住民に説明をさせていただきたいというふうに予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

伝播調査結果を踏まえて最良の箇所に本署機能を備えた正式な基地局を設けるということでは、一応現時点では、永平寺分署の廃止はあくまでも私個人的には暫定的な措置だということで認識させていただきます。

ただ、私、一昨年、22年の11月11日になりますが、岡山県津山市の津山圏域消防組合の消防署統合先進地、それからことしの2月15日には大野市消防署の本部通信指令システム改修の先進地事例を視察研修の機会をいただきました。いずれも専門員、いわゆる若手の消防署員が真剣に検討され実施しております。中で議会はその応援団とまで言われておりましたが、ほのぼのとした一面もあって研修の一つの成果ではなかったかなと思っております。

そこで今、本町消防署の統合につきましては大きな分岐点に差しかかっておりますので、今ほど消防長のほうからもありましたけれども、住民に対する説明、そしてご理解をいただくことが最重要であろうかと思っております。ありとあらゆる手段を使って周知方をぜひともお願いしたいと思えます。これは一応私のお願いということでお願いしておきます。

次に、最後の5問目に移ります。

えち鉄521プロジェクトin永平寺、これは永平寺口駅で開催する地区イベントの件でございます。「521」というのはラッセル車の形式番号のことをいいます。東古市地区の役員の中ではこうしたものに今いろいろ取り組んでいるわけですが。

本件は本来なら昨年4月9日に実施の予定をしておりましたが、3月11日の東日本大震災によりまして当イベントを自粛し、中止いたしました経緯がございます。この事業計画、内容等につきましては、昨年、伊藤議員から一般質問の中で説明されておりましたが、本年度実施に向けて、再度私のほうから紹介かたがた理事者のご所見をもお願いしたいと、そういうふうに思います。

昨年は東古市区、いわば区長が主体になって進められてきましたが、昨年6月にまちづくり協議会が発足したことで、本件はこの当協議会、東古市まちづくり

協議会が主体で実行してまいります。まちおこしの一環として、この地域、ひいては永平寺町を全国に発信するためにえちぜん鉄道とタイアップして、電車の利用促進を含めたイベントとしてえち鉄521プロジェクトin永平寺を計画しております。昨年は「in東古市」としておりましたが、インパクトその他の関係で「in永平寺」と改めました。

イベントとしましては、桜が満開にと願っておりますが、4月14日土曜日にラッセル車を走らせて写真の撮影会を行うものでございます。地元のアマチュア写真家はもとより、全国の鉄道マニア、写真家を集めての撮影会を行います。また、地元の特産品の販売やぜんざい、おもちなどの振る舞いも考えております。イベントの会場はえちぜん鉄道永平寺口駅を中心に、また撮影会場ですが東古市熊野神社前、永平寺口から徒歩で約5分程度のところになります。

このまちづくり協議会はことし2月9日に初会合を開いたわけですが、町の商工観光課長さんにもご出席を願いました。今、役員、関係者一同、成功させるために一生懸命汗をかいているところであります。今後、さらに2ないし3回会合を開いて計画を詰めてまいります。町当局におかれましては、特に物心両面にわたるご支援を賜りたいと思っております。

広報関係では、当協議会としては区内の回覧を初め、県外においては愛知県、静岡県のお好会から鉄道友の会福井支部の応援も特にネットでの情報発信の協力を約束いただいております。そのほか、えちぜん鉄道におきましてはインターネットの立ち上げ、電車内での周知等、協議会でできることは精いっぱい実施してまいります。やはり協議会だけでは限度がございます。行政当局のご支援をお願いしたいと思っております。

次に、町には、わがまち夢プラン育成支援事業、住みよいまちづくり推進モデル地区指定事業といった町内会等に対する補助事業がございます。まさにこの東古市まちづくり協議会が進めようとしている事業は該当に値すると思われま。

町内では、昨年7月には大本山永平寺と門前のにぎわい再生に向けた「禅の里」まちづくり実行委員会が結成されまして、この2月11日には同寺で講演会が開催されるなど具体的な事業に着手しておりますが、いずれにしても、何もかも自力で賄えれば理想でございますが、今後持続していこうとするとやはり行政の支援をお願いしたいところでもあります。この点のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君）　ただいまご質問の事業につきましては地元のほうで
ご説明をいただいたわけですが、えちぜん鉄道の利用推進や将来の観光
誘客の増、また地域の活性化につながる事業になるものと考えておきまして、ほ
かの駅周辺地域におきましても、駅を中心としたまちづくりの考え方、そういつ
たものが広がることを期待しているところでございます。

　　昨年は区としての実施予定とのことで、当課といたしましては、えちぜん鉄道
とのこのイベント事業の橋渡し、広報、問い合わせの対応ということでそういつ
た対応をとらせていただきましたが、3・11の大災害による自粛を地元におい
て考慮され中止となったわけでございます。本年も大筋の内容におきましては昨
年同様の計画内容ということでございますので、当課といたしましても昨年と同
様に、今回もできる限りの体制をとらせていただきたいと考えておりますが、今
回が初回の開催となりますので、その中での検討課題というものも十分把握しな
がら将来につながるような事業となるようなふうに関後協議してまいりたいと考
えているところでございます。

　　また、わがまち夢プランの育成であるとか住みよいまちづくり推進モデルにつ
きましては、いずれも所管課のほうへ申請いただければというふうには考えてい
るところでございます。

　　以上でございます。

○議長（河合永充君）　総務課長。

○総務課長（布目洋一君）　私のほうから、わがまち夢プラン育成支援事業について
申し上げたいと思います。

　　この事業につきましては、町内会あるいは地域振興会など町内で活動を行う団
体あるいはグループで、自然、歴史、文化、観光などの地域資源を生かした地域
の魅力を高めるもの、また、地域の課題の解決を図り地域を住みやすくするもの、
それから地域コミュニティの活性化を図り地域を心豊かなものにするといった、
そういった事業を対象としております。

　　この事業の支援を受けようとする場合は、事業の実施計画あるいは収支の計画
書等を添えて町のほうに申請をしていただくことになっております。申請を受け
た場合は審査会にかけまして、この支援の可否について決定をしております。

　　なお、事業費の2分の1を支援して最高20万円を限度とする、そういった事
業の内容となっております。

○議長（河合永充君）　11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。ひとつよろしく願いたします。

この協議会では、永平寺口駅周辺整備に合わせた今後の計画も論議されております。地域のことはその地域の住民が責任を持って行うという昨今の風潮と申しますか、難しく言いますと都市再生論ということなどもうたわれております。住民の底力を結集して実行すれば必ずや区の活性化、ひいては永平寺町の活性化につながるものと信じますし、この事業がモデルケースとなってほかに波及することになれば幸いとも思いますし、さらに元気な永平寺町がかいま見えてくるような気がいたします。

最後になりますが、4月14日土曜日の10時ごろから、ご町内の皆様にはぜひとも永平寺口駅に、できましたらカメラ持参で、今はやりのデジカメもよろしいかと思っております。ぜひお越しいただきたいと思っております。歓迎をいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河合永充君） 次に、10番、上坂君の質問を許します。

10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 本日は5項目の質問を通告してありますので、答弁は簡潔明瞭をお願いをしておきます。

まず1つ目の質問ですけれども、合併して非常に町長を初めとして職員の頑張りとか踏ん張りとか、随分の、町民が聞いていますからわかりやすい言葉で言えば借金の返済が着実に行われていると、そのお金のほうはまた変化あるいは緊急事態等いつでもできるような積み金もしていると、そういうふうなことは私を初め町民の方々もご理解をいただいているものと思っております。

そこで、合併して一番財政基盤が大きくなったというふうな予算規模になっていきますけれども、それはどういう理由なのか説明を求めます。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） お答えをいたします。

まず一般会計の当初予算でございますが、前年度と比較をいたしまして2.7%の増、2億3,310万円の増額で87億5,250万円の予算計上をいたしております。これは、本年の重点施策でございます防災力の強化、健康づくり支援など8つの重点施策に取り組んだものでございます。それで平成18年、合併後でございますが、当初予算では規模が一番大きくなっております。それで今年度

は積極型の予算といたしております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） それで細かい施策等は、これは町の広報なり、また本会議中の休みのときに予算委員会等で細かく受けると思いますんで。

これ、町長は、合併して6年なり本年度の災害等バランスよくいい予算編成を組んでいると思いますけれども、やはり行政は継続的、本年があり来年があり、また2年、3年後という、町長の信念であります、より安心して安全で住みやすいと、また町民一人一人が誇りを持って住んでいけると、そういうふうな施策が入っているのではないかなと思いますけれども、その辺の思いをひとつ、町長、説明をお願いします。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 24年度予算につきましては、今お話ありましたように87億の予算を組みました。合併して今ちょうど7年目を迎えておりますが、特に教育、子育て、福祉、それから健康づくりに力を入れてきたところでありまして、こういうものにつきましては引き続きさらに充実をさせていきたいと思っておりますし、もう一つは、新しい角度から観光にも力を入れてまいりましたけれども、特に誘客を伴う観光の振興というものを考えておりますし、それから今お話ありましたように防災力の強化ということで、特に全町的な無線の設備ができていなかったものですからそれをきちっとしていきたいと思っております。

それからもう一つは、非常に人口がだんだんだんだんと減少してくる現象にありまして、これは日本全国でありますけれども、福井県でも同じですけれども、何とかその人口の減少を食い止めたいということで定住の促進を図っていきたいということであります。

もう一つは、原子力の話がありますけれども、新しいエネルギーを求める状況になってきておりますので、町におきましてもそういう独自のエネルギーの開発と申しますか、そういうものを求めていきたいということでそういう予算を組みました。

もう一つは、やはり今大きな課題になっております中部縦貫自動車道と機能補償道路の大きな事業がありますが、そういうことを含めてこれからの新しい永平寺町の発展と申しますか、活性化を図ることを目的に予算を組んだところであります。

特に財源につきましても相当慎重に財源を求めていますので、今後こういうことを含めてさらに事業が進展するようにしていきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 大きな考え方、点というもので説明がありましたので。

これ3番目の住民サービスというところにも入るんですけども、新しい施策をやったときに、そのサービスを受ける町民の方々にもっとわかりやすく「こんな制度できましたよ」とか「こんなサービスをやっていますよ」という部分が。何か職員さんえらい汗かいてる割にはその辺が少し足りないのかなど。だから自分たちが作成をして制度をつくったからそれでいいんじゃないかと、つくった制度あるいは町民の利便性を考えたものとはところどころでよりご理解を、特に関係者には十分説明をして利用してもらおうと。「やっぱりさすが永平寺町、本当に住みやすいな」という、実感というのはそういうものだと思いますんで、それはこの本年度の予算、新規のほうもありますし、十分留意をしていきながら4月以降の執行をお願いをしておきます。

それでは、2番目の行財政改革にということで入ります。

私も行財政改革特別委員会の委員長という立場での意見も当然ありますけれども、まず助成金、補助金というのは、町としてはどういうふうな基準によってこの制度を設けられているのかと。

助成金とか補助金。ですから例えば、今まで来たらそれは一概にはばさつとは切れませんが、当然運営費の補助金もあれば、あるいは主として事業費としてのそれぞれありますよと、あるいは期限というもの。これ3年から4年前ですか、議員になってから同じような質問があったんですね。そのときに助成金や補助金というものは主として事業主体をすると、あるいは年限を切って協力してもらおうと。

ただ、これ難しいのは、単に助成金や補助金で基準を決めましても町民の意思を聞いてもらう、あるいは事業を理解してもらうために町から団体あるいは団体等をつくって、それでそういうふうな趣旨とかものをするというような助成金、補助金も確かにあると思うんですね。その辺のことを、今これテレビを通じて町民の方が聞いていますから、私、各助成金、補助金は後ほど所管の課長から指摘事項をした上で報告を受けますので、そういう基準等は今現在どうなっているのか。それ副町長のほうから説明お願いいたします。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君）　今お尋ねの助成金、補助金のたぐいは、公金を財源としてそういった取り組み、事業の公共性というものはかりながら補助させていただくと、助成させていただくと、こういうことですから、やはり個々の事業につきまして、担当部局のほうで十分にその事業の必要性だとか公共とのすみ分けの話だとか事業成果、こういったものを十分見きわめながら予算編成時に担当課のほうからよくそういった状況をヒアリングする中でその補助金の額だとか妥当性といったものを査定していくと、こういった考え方で今回の予算の中で編成をさせていただきます。

○議長（河合永充君）　10番、上坂君。

○10番（上坂久則君）　それで委員会の中で、それぞれの所管等委員会に出席してもらってその都度報告を受けて、その中のこれ、どうなんかなという、公金ですからね、そういう面で5項目だけ指摘というか、その辺を今から読み上げますんでその辺も踏まえた上で出席したそれぞれの所管の課長のほうから答弁を求めます。

まず1つ目、これはすべてとは言いませんから、団体の設立目的を明示する規則、これは定款、それも含んで不備がある団体もあったと。

それから2番目、組織図の不備、事務局の所在がどこにあるかがよくわからない。それから会員数が何名なのかも正確性に欠けている。

それから3番目、その団体あるいは会の規則等によって会費徴収が、会費等も入れて運営していくにかかわらず、会費等を徴収しないで補助金、助成金だけで運営をしていると。中の一つは、補助金、助成金が大幅にふえたんで会費を取りませんでしたというのもありました。

それから4つ目、成果目標の明示や達成進捗度及び成果が不明。これは団体によってはなかなか数値化できない部分もありますけれども、非常に会員がふえた、あるいはその行動によって町民の意識、これは健康であれそのほかであれ非常に波及効果がやっぱり感じられるというふうな部分もあるでしょうけれども、その辺が、何のためにそういった運営をしてどういうふうな成果がある。だからそれに向かって団体が動いているというところが理解しがたい部分があった。

それから、補助金、助成金。これは主として、行政はあなたたちに補助金はあげている、助成金はあげているという上から目線の感じというのが、全部とは言いませんけれども、多少感じていることは事実なんです。それでやはりそれぞれの団体が動いていくというように、あとは町民一人一人が、今で言う自助、共助

あるいは公助と、そういう中で行政では全部が網羅できない、あるいは行がするよりも民間の意識が持って、それは最近でいうNPOなのかもわかりませんが、相互にそういう部分の、自分たちがこれだけの事業をやるからこれに関する目的もわかった、成果は大体想定できる、だからこれだけの金額を補助できたあるいは助成できた、これが私は本来のあるべき姿やと思うんですね。

それぞれで出席した所管の課長のほうから、あえて順番は言いませんから一人ずつ答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、まず企画財政課のほうから平成24年度の当初予算の編成においてお答えをさせていただきます。

まず各種団体の助成金及び補助金等につきましては、時代の状況変化を踏まえました必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果など、個々の事業ごとに十分精査を行うよう各所属へ通知等で周知をいたしております。予算査定時には、各種団体等の前年度の事業実績報告、補助申請書、現在の活動状況につきましてその内容の確認等も行いながら適正な予算計上に努めたところでございます。また、各種団体に対する補助金等の検証及び現況の洗い出しを行うため、5つの項目でございます「公共性」「妥当性」「効果」「透明性」「公平性」により所管課が評価を行っております。

その結果、当初の目的等が達成できた団体と十分協議を行いながら、補助金を廃止したほか、また既存の補助交付の算出基準の見直しを行うなど、取り組みによる成果があらわれたものと考えております。

企画財政課としては、以上でございます。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 福祉関係の16団体の補助金につきましては、団体の目的に当たった計画や事業活動が行われているか、また繰越金が多くあるかなどを調査し、平成24年度の予算要求をいたしました。

補助金の見直しにつきましては、22年度、23年度の決算状況を参考に団体と話し合い、理解を得た上で、永平寺町社会福祉協議会の補助金約1割、406万9,000円とシルバー人材センター73万5,000円を削減いたしました。また、補助金の少ない福祉団体、繰越金の多い団体につきましては、事業活動を活発にし補助金を有効に活用するよう指導をいたしました。

以上です。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 商工観光課関連では12団体がございますが、ご指摘によりまして各団体との個別ヒアリングを実施させていただきました。

議員仰せの指摘事項、内容等をそれぞれ協議させていただきまして、補助金の趣旨、適正化等についても十分ご説明を申し上げましたところ、うち2団体において、24年度からの補助金を辞退し自主的な運営を行いたいと、そういった届けというものをいただいたところでございます。新年度予算につきましては、この結果に基づきお願いしたいというふうに考えております。また、23年度の予定の事業が中止となったような、そういった団体につきましては、補助金の一部返還という対応をとらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 生涯学習課担当の17団体でございますが、今年度、24年度の予算に関しましては、実績報告書並びに会費の徴収状況と規約等を精査いたしましたところ、不備な点も多分ありました。

それで、今回の24年度予算に関しましては最大5%から20%の減額の対象とするような団体もございます。それは繰越金の多少の額もございますし、会費の徴収の有無、その辺も考慮いたしまして24年度予算は決定させていただきました。

○議長（河合永充君） 農林課長事務代理。

○農林課長事務代理（河合淳一君） 農林課の補助金につきましては、42団体ございまして各種団体ございますが、永平寺町の農林水産関係の事業に対する補助金要綱等、国、県の実施要綱、実施要項に基づきまして補助をしております。一部の団体におきましては単年で事業が終わる場合もございますが、これはあくまでも国、県の事業に申請団体からの要望がありまして、それに対する事業を推進しているところでございます。

また、事務に関しましては、採択を受けた団体につきましては、申請者より事業実績報告等をいただきまして事業計画どおり適正にできているかを検査をしております。検査後、県のほうへなり国のほうへ補助金の交付をして申請者のほうへ補助金を流しているということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） それで、これは議会のチェックということは、ずっと4月以降もやっぱりその都度必要に応じたら本年度の団体補助というのは当然一覧表もまたお出し願うし、それからどういう形でやっていったのかと。

このねらいはその団体の補助金が多いから減らせとか、全くそんなことではないんですね。ですから当然その時代に応じて必要なものが、事業がつくられ、実施されていった。ですから私は決して減額するのが妥当とも思いませんし、時によっては違うもので生き生きしていたら、極端に言ったら前年度よりも2倍、3倍ふやしても当然である、そういう趣旨ですから。

本来のようやくそれぞれの所管のほうで責任を持った、単なる惰性とか、確かに僕は所管はわかると思いますよ。今までずっと5年も10年も同じような方で来て、それはいきなり切るとか、あるいは、時には町民の方とか団体から「あなたの実態方わかっていますか」と言ったらそれも答えにくいと思うしね。でもそれは皆さんのとうい税金で行われているわけですから、目的は目的、ふやすときはふやす、当然任を終えたときには終了していただくと。やっぱりそういう方針は堅持してほしいと思いますので、その辺、副町長は管理上どうする。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今、関係の各課から説明あったようにいろんな観点で予算措置をしました。

今度、新年度になりましたら各団体のほうから交付申請が出ますので、またその段階で中身の精査だとかいろんなチェックをかけまして、適正な補助金の執行というものを常に念頭に置きながら予算の執行に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今補助金のお話がありましたけれども、もう一つ私の観点から申し上げますと、各団体にはそれぞれ長い歴史があってそれぞれの活動をされて、そして非常に町に貢献をされているということでもあります。

今、各関係のところからお話がありましたけれども、私のその一つの考え方といいますのは、やはり元気な団体と、それからつながりを含めて、どういうんですか、さらに育成をしなければならない団体とがあると思っています。それはここにはあれなんですけれども。

元気な団体といいますのは、どちらかといいますと、ちょうど子供とか高齢者

の間に入るような団体、あるいはそれぞれの産業の進行とかいろいろありますけれども、そういう元気な団体と、もう一つは子供たちの団体、それから高齢者の団体、女性の団体なんかがこの補助金によってつながっている部分も非常に大きいところがありますので、各課にはそういうことを見るように話をしておりますので、そういう中で、例えば24年度の予算というのはそういうところから出てきている部分もあると思いますので、今後さらにこれを継続していくために町の補助金も非常に大事だと思っておりますので、そういうことも含めて慎重にしていきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 町長のねらいというんですか、私も同感でございまして、目に見えないけれどもそこでサポートして、それから目に見えない汗をかいてくれる、それから気を使っただけ、それから連携をとってくれる、そういうことでいわゆる人情味のある永平寺町、ハートが感じられる永平寺町だというふうに思います。それは執行者側のほうで一つの事業をやるときにやっぱり時間もかかりますし、それから人間関係の構築、それから各種団体の交流等、なかなかばっさりいかん部分があるかと思えます。私はその辺は、町長、自分の目的、執行側にこんな町をつくりたいという中でそれがふえても、あるいは各種団体に助成しても私は一向に構わない。逆に言うたらそういうふうであってほしいと思えますけどね。

ですから、各それぞれの所管のほうで何か言われたから補助金とか助成金を削ればいいやという安易な考え方はぜひ慎んでほしい。そのかわり、真に必要であれば積極的に応援するような、あるいは仕掛けというものを活用して、本当に生き生き伸び伸び元気のある永平寺町のために職務に励んでほしいと思えますね。

では、一応2番目のほうはこれで終わります。

あと、3番目の住民サービスということで、これも想定とした部分ですからね。

例からいきますかね、ある人が支所へ行ったと、こういうふうな形でお願いしたいというときに「本所へ行ってください」とね。所管の名前を言うとみんな嫌でしょうからあえて言いませんけれども、そしたら足が悪くて、それから自分で車の運転もできない、やっとなら行ったときにそういうことを言われたと。それは当然以前あった話で、今治してもらっていますけれども。

仮に、じゃ、ちょっと永平寺の支所長、別にいじめるつもりはありませんから。

永平寺の支所へ福祉等の件で相談に来たと。ところが、より専門的な相談ですから、これは本所のほうでより説明をしたほうがよりいいとか、あるいはもっとわかりやすくすべきだというふうな。数多くはないと思いますけれども、現実にもそういうふうなことがあった場合、今現在、永平寺支所ではどういう対応をしているのか。

○議長（河合永充君） 永平寺支所長。

○永平寺支所長（栂山 勇君） そういう窓口相談に来られたときには職員が答えられるところまでは答えまして、それ以上のところにつきましては、相談内容によっては担当課と話をしまして、それでもまた難しい場合には、担当職員にその来た人の家へ訪問してもらってそういう相談に乗ってもらおうということを常日ごろ職員には言っております。

そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） そういうときにね、人と話ししてて一番不安に感じるというのは本当に相談するときの相手の顔が見えないというのがあるんですね。ですから私、これ、せっかくのIP電話も使い、今のパソコンを使えば顔が見れるような、そんなに高くないと思うんですけども。

そういうふうな形で、個別案件でなかなか大勢の人の前では相談しにくいし、とはいっても松岡まで行く、そういうふうな足もないと。そういうときに何かITを使いながらより安心ができてテレビ見ながら、どこかの控室でもいい、どこかに入れて親身になって相談に乗ってくれるようなITを使うような開発技術というのはできんのかなと思つて。

その辺、商工課長、何か考え方ないですか。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 情報事務のIT化ということでお答えしたいと思います。

今ほどの件につきましては、最近、電子看板といいますかデジタルサイネージということで今広まっておりますが、それは公共施設のロビー等に設置して、来訪された住民の皆様にお知らせとか行事予定といったようなことをご案内する自治体もふえております。今後は設置する場所や費用対効果というものもございまして、そういったことも踏まえて検討してまいりたいというふうには考えております。

また、公共施設予約確認でございますが、これにつきましては電子申請システム予約サービスというものがございますので、これの活用によりまして施設の利用閲覧というものが可能となりますので、施設管理の関係課とも協議しながら情報入力等もしていただくということで調整してまいりたいなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） これは先に説明してもらったんであれですけども、今現在あれでしょう。各本所とか支所とかというのは本所の貸せるような、余り本所はないか。永平寺支所とか上志比支所においては、会議室等があいていれば条件が合えば借りられるという、これも今のITを使って使用状況等の予約等が図れますけれども、今度は運動施設を吉野の の施設ですとか、あるいは上志比のサンサンホールですとかそういったものが。やっぱり自分たちが事業をやるときに、いつそれがあいているのかどうかという情報が非常につかみにくいんですね。ですからそこは単なるソフトの組みかえですから。

仮に今、上志比のサンサンホールで言うたら、町が行事で使うときは当然そこは先に押さえているはずでしょうから。じゃ、そのほかの団体でもその事業が多かったら3月でも4月以降でも、じゃ半年先の事業をどうとらえるかといったら、これはもう全然皆目つかないんでは、そのために会議を2回も3回もせないかんという、一体何のためのITなのかというのがよく理解できないというのがありますね。そういう部分で住民サービス、これも使いやすい。

ただ、唯一の欠点は、パソコンでも予約なんかできるようにすると、特にグラウンドの場合、自分の野球場とかソフトボールがざーっと押さえていたら、ほかの人が使用できないという状況も当然あるわけですね。ですからそこは少なくとも2カ月以内で回数は原則1回とか2回とか、そういうふうなことをしてルールを破ったら、もう以降は使わせんというぐらいにすれば、公平公正といったら当然そういうことが起こり得るわけですから。ただ、そういうことが、想定外が起こるから、それは町民のサービスを上げなくてもいいという理由にはならないですね。そういうところを改善することによって少しずつ少しずつ町民の使い勝手、利便性が増すわけですから、そういう面ではさらに勉強をして使いやすいような制度設計をやってほしいと。ITの課長、前向きに勉強するんじゃないかと、やっぱり、なかなかこれは費用対効果もありますよ。そうやけれども町民が。

もう一つは、町の講演とか、あるいは主催する部分とか、これは女性の団体の講演会があったときに、今現在、じゃ私が上志比の支所へ電話して「きょうは町の講演するようなところというのはどこでやっていますか」、これは本町でもそうです。永平寺支所でもそうなんです。それは日直の当番の人はわからないですね。そんなことはあったらおかしいわけでしょう。ですからそんなものなんかは当然 講演するなら、何月何日にどういうふうな当日のスケジュールとかぐらいは、そんなもん、やっぱり今の画面一つで見れるようにできるでしょう。だからそういう部分が今やっているから問題がないんじゃないかと、より利便性を高めるために今のITとか情報網をどう活用するんやと、これは便利いと、そんなぐらいは金のかかる話じゃないわけですから、それは少なくとも5月ぐらいまでにはそれぐらいはぜひ実施してほしいと思いますよ。覚悟はどうですか。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） ご指摘のとおり、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、システム的には可能でございますので今後進めてまいりたいというふうには考えておりますので、実際の入力の部分、そういったところにおきましては関係課と協議してまいりたいというふうなことで対応したいと思いません。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） あと3分か4分ぐらいで休憩入ると思いますんで。

最後に、これ私の実感からいきますと、昨年、私の父親、それからその前に母が死んだときに、行政の手続の、何か要覧とか利便性というのは何かつくれんだろうかと。例えば亡くなると保険証を返す返さないとか、その手続があるんですね。住民課に関するもの、福祉に関するものあるいは当然税務課に関する部分。だからそれは住民課の課長のほうで「ようわからんから、とにかく一覧表にしてつくってください」と言ってもらいましたけれども。

今後そういうときには一覧表を見たら、それは当然国民健康保険もあれば厚生年金もあればいろいろ共済等もあるかもわかりませんが、そこは手続にしておおよそ何日、何十日以内にはこういう手続をしてくださいとか。だってそうでしょう。埋葬料かって申請しなかったらお金もらえんわけでしょう。ですからそういったものは特に混乱すればするほど、そんなに数多くの経験者はないわけですからそこは。これは町全体の町民に対する、それをぱっと見たとき、「ああ、

手続や。これはこうせなあかん。こうせなあかん」、あるいは「どうしたらいいんですか」と言ったらワンストップ。それは町民課へ行こうが福祉課であろうがその様式が決まっていて、しかも画面に入っていればそれを出して、当然手続の様式等々もあればその辺のことを、本当に でなければ受け付けないのか、あるいは画面から当然出るわけですから、そういったことで本人の署名、捺印があればそれを正書、正しい書類として認めるのかと、これも検討してほしいと思いますよ。それを従来、今まで3年も5年もずっとやってきたからこれでないなあかんなんてことは絶対ないわけですから。ですから改めてね。これは自分の例ですけれども。

もう一つ、これは子育て支援課長、別に返答は要りませんから。

引っ越ししてきて子供を保育園入れた、あるいは学校に入れるときでもどういうふうな手続の書類が要るかがよくわからなくて何回も足運びましたというのがあるんですね。そういうことをそれぞれの所管において、町民のいろんな生活の変化あるいはこちらへ入ってくる、あるいは事情があつて出るかもわからない。そのときに、ほんなもん1回つくればそんなに変更なんかはそう頻繁にあるわけではないですから、ですから1人が聞いて一つのところへ行ったらその辺のサービス内容がすべてわかる、それから手続等もわかる、こんなものだけはすぐにつくってくださいよ。つくれないわけがないわけですから、いろいろやっていることを1枚の紙にすればいいだけのことですから。落としておけばね。

特に僕、今度の福祉の子育ての件に関しましても、やっぱりショートステイで緊急性があつた場合、新規として扱ってくれるというふうな制度でね。今、1年休暇で休んでいるんですかね。ほんで全然、何かあつたときでも家で見ている人がいないと。その人は看護師さんだったかな、何だったかな。施設か何かの職員さんですかね。そういうときに緊急があつたときに、頻繁には扱わんけれどもそういう制度というのは大変ありがたいと、自分たちは安心して子育てしていけるという、これはやっぱり町長の子育てしやすいまちづくりというもので、本当に施策として大変ありがたい政策をしていただいたなというふうに思っています。

そういうことでまだ住民サービスもいろいろありますけれども、個別案件等はまたそれぞれ にお伝えするようなことにしたいと思います。

一応3つ目はこれで終わります。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

2時10分から再開いたします。

(午後 2時00分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

○議長 (河合永充君) 休憩前に引き続き再開いたします。

10番、上坂君。

○10番 (上坂久則君) 4つ目の質問ですけれども、いわゆる昨年のつらく悲しいときから1年間になろうとしていますね。そこで、想定される災害についてということでお聞きしたいと思います。

天災というものは、当然だれが考えても120%以上をもって防ぐことができないというので、私もいろいろ読みましたらそういうふうになっているんですね。私もそうだと思います。その中で天災を防ぐことができなければ、みずからの命はみずからが助けると。

そこで、私もそうなんですけれども、やんちゃばかりやっていたからけがして帰ろうもんなら「おまえが悪い」と言うて親から怒られたりとか。ですからまず危険なところは避ける。行かない。そしてもう一つは、安全なところへ避難する、いわゆる逃げる。極端に言うたら、これぐらいしか自分みずからの命を守るということは、どんなにお金をかけようが、どんなにすばらしいシステムを構築しようが、やはりみずからの命はみずからが守るということしかないと思います。私はそういうふうな前提、とうとい命やから自分で何とかせいよという、それを前提にして。

当永平寺町内で見ますと、主として学校、小学校、中学校、それから幼稚園等、私は2つのことを想定しているんですね。一つは台風シーズン、来ないと言っているても来たりとか、あるいは想像以上に発達をして大きな台風が来て、風速40メートルか以上の風が吹くかもわかりませんし、それからもう一つは以前に美山であった集中豪雨、こういうものを想定したときにどういうふうな対処ができるんだらうか。

これは風も雨も一緒という形で想定してもらえばいいんですけれども、朝の6時ぐらい、やはり子供も登園あるいは登校させるのかさせられないのか。非常に安全面に不安があった場合。今現状一つ一つ聞いていきますから、きょうは学校は登校は禁止ですよという、そういうふうなシステムはどういうふうになっているのか、これは園も一緒ですけれども、それぞれ所管の課長から現状を聞きます。

○議長 (河合永充君) 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

昨年発生しました東日本震災の後、各学校におきまして防災計画並びに危機管理マニュアルの見直しを行ったところでございます。この計画は、地震、台風、豪雨などさまざまな災害などに対応するもので、台風、豪雨、豪雪につきましては、气象台等の警報や気象情報を的確に把握しまして児童生徒の登下校時の時間を繰り上げまたは繰り下げの判断をして実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） ですからそれは当然わかっているんで。

じゃ、私が、残念ながらうち孫がいませんけれども、孫が行くと。きょう雨降ってるし風強いし、きょうやっているんかやっていないのか、具体的にどこへ問い合わせしたらわかるのか、あるいは、学校も園もそうやけれども、今危険とか不審者がいたとか携帯か何かで知らせるわけでしょう。そういうふうな制度になっているのか、具体的にこうなっていますということだけを聞きたいです。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） そういったことで、判断は教育委員会のほうでそういった災害情報を見て、要するに時間を繰り上げるんか繰り下げるんかというような判断をして各学校のほうに連絡をして、各学校のほうはそういった連絡を受けて保護者等にそういった決まった内容を一斉メールで流しております。

以上です。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 地震などの災害への対処につきましては、永平寺町幼稚園・幼児園マニュアルに基づき、各園では毎月1回あらゆる災害を想定いたしまして訓練を実施しております。保護者に対しましては、避難場所や緊急時の連絡方法などを周知しているところでございます。

災害が起きた場合や起きると推定される場合には、施設や付近の状況、マスコミによる気象などの情報をもとに園長は子育て支援課と相談を行い、登園禁止や早目のお迎えを決定いたします。その際、お子さんが在園している場合には、人数や園児の状態を確認し安全の確保を図ります。保護者にはお子様の状況やお迎えについてできるだけ早くお知らせするため、先ほどおっしゃいました一斉に配信できます緊急連絡用携帯メール配信システムや電話を利用いたしまして速やかに連絡をとることになっております。お子様の引き渡しにつきましては、必ず保

護者であるかどうかを一人一人確認しお渡しすることになっておりまして、それまでは各園が責任を持ってお子様をお預かりいたしております。

いつ起こるか分からない災害にすぐに対処できるよう、職員は訓練を怠らず、保護者には災害時の園の対処法についての情報を提供いたしまして、大切なお子様の安全の確保を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 一時的には確かにマニュアルをつくって、マニュアルどおりいけばほとんど防げるはずですがけれども、そうはならないのが悲しいことになるんですね。

私、この質問をしたときに、例えば保護者にも連絡がつかなかった場合、当然あるわけでしょう。それからきょうは私が、両親から見たらどちらかがお迎えにいくとなったけれども仕事とか何かの関係で行けないとか、それよか保護者ですからおじいちゃん、おばあちゃんもそうかもわかりませんし、そういうどうしても連絡がつかないときにそういったことを想定した上で、じゃ、どうするんだと。当然集中豪雨であれば帰れば川が一気にあふれる場合もあるわけですから、車すら簡単に流すぐらいの、水の力というのはそういうことですから。

そういうときに連絡がつかない場合は、それぞれの小学校、中学校、これはしてもそうですけれども、一切下校させることはできませんとかしませんが、そういったことをはっきり両親を初めとする保護者のほうに理解しておいてもらおうと。そうせんと「帰ったかもわからんし、帰らんかも知らん、これだけのあったときに」、そういうふうに決まればちゃんとそれぞれの園あるいは学校もそうですけれども、これは必ず責任を持って自分たちが預かってもらっていると、その信頼関係、これはお互いにそういうときは絶対しませんよと、帰しませんよと、そういったものをはっきり相互理解をしていくということが大事じゃないんですかと。それは抜かりはないと思いますけれども、その辺は再度確認をしておいてほしいと思いますね。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 今ほどは台風、豪雨等の話をさせていただきましたけれども、地震などの災害時につきましては、児童生徒を親御さんに引き渡さなければならぬ状況となった場合、そういった対応も盛り込んでおるところでございます。引き渡しカードなどを確認して保護者に児童生徒を直接引き渡すとい

うことになっておりますけれども、その際には、先ほども子育てのほうでありましたように、引き渡しカードなどによりまして保護者、家族等の確認をして児童生徒を直接引き渡すということになっております。

また、災害発生時におきまして、保護者への連絡方法としては携帯電話の一斉メールで行っておりますけれども、一斉メールができない場合、また防災無線等の利用などの方法によっても行うほか、どうしても連絡がつかないという場合には、保護者が学校まで迎えにくるまで児童生徒を預かっているということでございます。そしてこのマニュアル等の保護者への周知につきましては、家庭への通知やPTAの総会などさまざまな機会を利用して周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今、災害時の対応について質問をいただいておりますけれども、特に大型台風あるいは集中豪雨あるいは豪雪といったような、そういう突発型ではないにしろ特に警報等が発令された場合、関係課が集まりまして対策を練る連絡会議というものをやります。ここで事前に道路のパトロールあるいは河川のパトロール、浸水が予想されるようなところのパトロール等も行っております。と同時に、小中学校あるいは幼稚園等のそういった子供さんの登下校等にどういうふうに対応するのかということも含めてこの連絡会議の中で対応を練っております。

そういうことで常に同じようなケースではございませんので、そのときそのときのケースに応じて正確で迅速な対応をするように、対策会議の中でそういった協議を進めながら対策をしているところでございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） この問題をずっとやっているとも1年たっても尽きないんですね。想定と想定となりますからね。ですからそれだけ、それでもやっぱり将来を背負っていただいている子供たちに安全には安全を考えながら、また時には厳しい管理をするというんですか。

いろいろテープとか何かありますけれども、最近では災害があったときに逃げてくださいという放送をしていたらしいんですね。しているというのか、「危険ですから逃げてください」と。最近、それでは意思が伝わらないので命令的に「逃げろ」と。それは「逃げてください」というそんな前置きなんかどうだっという

わけですよ。「逃げろ」ということは命令ですから、そういうふうに変えたということもちょっと拝見しましたけどね。これは僕は大事やと思いますよ。人が生きるか死ぬときに「逃げてください」とか丁寧語を言ったってしょうがないんで、「死ぬぞ、逃げろ」とかね。私、浜生まれですから言葉短く言うからよく誤解されるんですけども、
、大体おったら死にますからね。だから短兵急に「逃げろ」とか「散れ」とかそういうふうな形が長いんですね。山行っていくのは、トラカライオンなんていませんし自分でがけから落ちん限り、あるいは自分のみずから病気が、死ぬ危険性は非常に少ないですけども、海というのはそれぐらい危険なんですね。ですから必ず命令調というんですかね。

ですから今後、危険なときに一斉放送するときに、命にかかわることですから「逃げてください」じゃなくて「逃げろ」と。その言葉があったときはかなり危険性が高いですよ。それは日ごろから町民の方々に連絡しておけば何でもないわけですから。ですから今までの慣習だとかやってきたことがじゃなくて、より効果的にどういうふうになるかというのを、ひとつ日々情報をとりながらより安全なほうに持って行ってほしいと思いますね。これ答弁求めませんけど。

町長、僕はこうやって子供を保育所なんかで預けると一晩帰れないという子供がどうしても5人か10人出るかもわからないですね。町長、そういうときに冬であれば毛布とか、あるいは飲み物とか、大人もそうですけれども、飲み物とか食べる物とか毛布なんかは一定限度非常用として確保しておいてもいいんじゃないかなと。それが何もなければ、今みたいな東日本の震災のときに、さあ、援助しましょうというときにそれを回してあげたっていいわけですから。ですから1回その辺のこともぜひ検討してほしいなと。

当然園であれば寝るときのがありますけれども、より安全のためにそれぞれの毛布があったら園のほうに安全のために保管しておきますよという部分であれば持ち出しも要りませんしね。食べるものなんか二月、三月したら腐る前に乳幼児に食べてもらえばいいんです。非常時のときには食べてもらうわけですから。そうすると帰ると、きょう、お母さんと言うとかママと言うのかわかりませんが、「変な物を食べたよ。これ何かあったときに食べるもんやって」という、それで一気に、本人もそうですし、それから管理する園のほうの意識も高まる。それから保護者もそこまで考えてくれるのかと一気にその防災に対する意識も向上すると。こういう施策もひとつ考えておいてほしいと思いますよ。

ということで4番目の想定される災害については終わります。

それから最後に5番目、給食費、入園料の未納について。

これ緊急に追加したんですね。そしたらある方が「実際払える能力があるのに払っていない人いますよ。それ議員さん、どう思いますか」と聞かれたときに、私、こんなことはあり得んだらうと。当然生活に困窮している、これは今みたいな、いつ企業等もつぶれるかもわかりませんし、あるいは病気とか事故で生活ができない場合も当然あり得るわけですね。

一つ、今、本当に生活に、生活保護者は別ですよ。生活保護者以外に緊急的なものであった場合、どういうふうな形でこの入園料とかあるいは給食費等をどういうふうな根拠に基づいて支援しているのか、具体的な支援策の説明を求めます。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

永平寺町の就学援助費支給要綱に基づきまして、就学援助費として学用品費、通学用品費、校外活動費、給食費、医療費などさまざまなものに充てて、年に3回、学期末に保護者に対しまして支払いをしているところでございます。

○10番（上坂久則君） 子育て支援課長、どういう形でカバーして

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 現時点におきまして、合併後から平成22年度までの保育料未納者は8世帯で合計87カ月分、額にいたしますと約150万円の滞納となっております。その中で生活困窮者の保育料、授業料につきましては、収入によりまして母子世帯とか在宅障害児のいる世帯、そのほか生活保護法に定めます要保護者と町長が認めました世帯につきましては軽減された保育料となっております、現在は8世帯が対象となっております。

それから、支払い能力があると推定されます未納者への対応につきましては、納付書の発行とか電話連絡、または自宅に訪問して支払いをお願いしております。滞納額が多い世帯につきましては、入金する人、金額を決めた納入計画書というものを保護者の同意を得まして作成し、毎月の入金をお願いしております、定期的に連絡することで滞納額を少しでも減らしたいと考えております。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 非常にこれ感情的に微妙だし、それでも生活の困窮というのは昔はまじめにやっていたら汗かいた分だけ安心感はあったんですけども、非常に安心感がとりにくい。それから今のこの国政にしてもええかげんというか、困っていても消費税を上げようとか、また談合してやろうとか、とかくわけのわ

からんような経済状況ですから。それでもやっぱり真に子供にとって救わなきゃいけないということは当然のことですから。子供は子供なりの生きていく権利と、私はいつもそう願っているのは人間生まれたからには幸せになる権利と義務がありますよと、私はそう思っています。

ですから、本当に生活に困っている、あるいは一時的に納入ができない場合もあるかも知れない。そういうときは、それは町民ですからお互いに助けて。困ったときは助け合うというのは、これは当たり前やと思いますから。それでも支払い能力があるにもかかわらず払わないということは当然許されるべきではないと。私はそれ以上は申し上げませんが、その辺は十分留意をして、困っているときは愛がある永平寺町ですから救う。だけれども、能力があっても払わないやつは決して認めない。何としてでもやっぱり支払っていただくという厳しさがなきゃ、それは普通にやっている人はたまったもんじゃないと思いますよ。

昔は、困っているときは親やじいさん、ばあさんは一食減らしてでも子供のためにしたというご時世があったわけですから、そういう大先輩のおかげで今日の日本の繁栄というのはあるわけですから必要以上に甘えさせる必要はありませんと。それを皆さんのほうにお願いをしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 次に、7番、川治君の質問を許します。

○7番（川治孝行君） 7番、川治です。

私は通告に従いまして、今回2問の質問をさせていただきます。

まず1番目の要望書に対する早期回答の是非について、そして2番目に永平寺町観光振興計画について伺いたと思います。1番目の各地域の要望書に対する回答の是非については昨年同僚の議員さんより質問があったかと思いますが、新年度に当たり、二、三の地区の区長さん方より地区要望書の回答についての要請がありましたので、あえて今回質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1番目の要望書に対する早期回答の是非について質問をさせていただきます。

永平寺町内の各自治会におきましては、新年度に入り、町内の自治会においては新しく自治会長さんが選出されたことと思います。新任の自治会長さん方には役員の皆さん方とともに地区内を巡回し、平成24年度の自治会としての要望事項をまとめ要望書を提出されていることかと思えます。

要望事項は、想定外の自然災害等による緊急を要することもあることから1年を通じて各地区の要望を受け付けていることかと思いますが、年度当初に提出された要望に対する実施の是非につきましては各課において検討する時間は十分にあるかと思いますが、各自治会においては、提出した要望書の項目別の実施の是非についての回答がないがゆえに毎年同じ内容の要望を提出していると一部の地区から聞いております。限られた予算の中で各地区の要望を処理することは容易なことではなく、苦慮するところかと思いますが、各地区の要望書に対する回答書についての是非について伺いたいと思います。

初めに、町内の各自治会におきましては、前年と同じ内容の要望は地区の重点事項として要望していることかと思いますが、行政側としてどのように受けとめているのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 各地区からの要望に対する件でございますが、町としてはすべてのご要望におこたえをしたいという考え方を基本的に持っているところでございます。とはいいまして、もちろん予算のこともございますし、すべてにおこたえするという事はなかなかできないというのが現実でございます。

毎年区長さんがおかわりになられて年の初めごろにそれぞれの地域から要望書が出てまいります。総務課を通じて、それぞれの担当課のほうでその要望に対する対応等について十分検討をしていただいております。それで、今ちょっとお話が出たような形で2年続けて同じようなご要望が出る場合もございます。そういったことについては予算の関係あるいは優先順位の関係等で前年に町が対応できなかったということもございますけれども、そういうことで引き続き要望されることもございますが、そういった要望についてはその地域にとって非常に重要な要望であろうというふうに考えております。

そういうことで単年度でできない場合もございますけれども、町としてはなるべくご要望におこたえをしたいという考えでございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは2番目に、要望書に対しては安易に見過ごすのではなく何らかの回答をすべきかと思いますが、いかがでしょうかね。

今いろいろ説明をいただきましたので大体わかりますけれども、改めてこれからどうしていくかという考え方をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 先ほどもちょっと申し上げたんですが、やはり町としては、それぞれの地域で十分考えられた上で町に対してそういったご要望を出されるということでございます。そういう意味では、町としてはやはり何とかしてそういったご要望におこたえをしたい、そういうことが基本的に持っているところでございます。そういったことから、単にことはできませんとか、あるいは来年やりますとかという、そういう形でお断りをする、あるいは先送りをするといったようなことができるならば町としてはそのほうが楽なわけですがけれども、そういうことではございません。やはり何とかしてそういった地区の重要な要望に対しておこたえをしなければならないという、そういう考え方でございます。

ただし、やはりすべてのご要望におこたえするには時間もお金もかかります。そういったことから1年でできない場合もございます。そういったことでなるべくそういう地区の要望に対してはおこたえをしたい、実現をしたいというのが町の考え方でございますので、その辺のご理解をよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 3番目に、合併前は一部町村では要望書に対する回答があったと聞いておりますが、現在回答ができないという何か理由があるのかをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 以前はそれぞれの3つの町村が区長要望に対して文書で回答をしていた、そういった経緯も聞いております。それで今現在は、先ほどから申し上げているとおり基本的には区の要望にはおこたえをするという、そういう基本的な考え方で臨んでいるところでございます。

ただ、いろいろご要望の中身はさまざまでございますけれども、例えば工事等について行う場合には事前に担当課が区長さん等と、もちろん現地の調査もいたしますし、また説明会等も行う、そういった場合もございます。そういうことで事業実施する場合には区長さん方に十分説明をしながら、了解をしていただきながら実施をいたします。

また、町で対応できない、例えば県に対して要請をする、あるいは国に対して要請をしていく、そういったような内容のものもございます。そういうものについても十分努力をして区長さん方に対しては電話等でお返事をさせていただいているような、そういう場合もございますのでよろしく願いをいたします。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 今後の自治会からの要望書に対してどうしていくかということについても今回答がありましたので。

いろいろ大変だと思いますけれども、永平寺町内の各自治会におきましては地域住民が最も必要とするものを要望事項として申請していると思いますので、実施できる事項につきましては各区長さん方へ回答をしていただけるようよろしくお願いをしたいと思います。

次に、2問目の永平寺町観光振興計画についてお伺いをしたいと思います。

昨年の3月11日に起きました東北沖地震による東日本大震災を教訓に、国では中部縦貫道路の未整備区間を重視し、和泉－油坂間の事業化が決定をされました。これは国土交通省が示す太平洋側での大規模災害時の代替路線として中京方面に通ずる中部縦貫道路の道路網の整備が認められたことによるものと思います。今年度は永平寺大野道路の供用開始に必要な事業費76億から129億を概算を要求をし、37年完成を目標として和泉－油坂間においても事業化が採択をされました。和泉－油坂区間の整備が進みますと福井県と岐阜県が高規格幹線道路で整備されることとなります。

また、北陸新幹線につきましても37から38年完成を目標に敦賀までの事業が認可をされました。また、現在供用開始されている舞鶴－小浜間の高速道路も継続して、現在、小浜－敦賀間が急ピッチで工事が進められておりますが、舞鶴、敦賀までの舞鶴若狭自動車道が14年度には全線供用開始されます。

また、えちぜん鉄道の福井駅高架乗り入れも具体化し、近畿圏内の各地で震災を教訓とした交通網の整備促進が図られていることを考慮したとき、県内への観光客の増加や物流促進など地域間交流による経済効果への期待は大きなものがあるかと思われます。

また、名古屋が近くに見えてくることから県立恐竜博物館や大本山永平寺も中京の観光エリアに入ってくることが考えられることから、観光客の入り込みを期待できる環境が整備されることとなります。

近畿圏内及び福井県内の交通網の整備が急ピッチで進められる整備促進を考慮し、永平寺町の観光について将来を見据えた観光振興計画の策定についてお伺いをしたいと思います。

初めに、近畿圏の交通網の整備促進に当たって、将来の永平寺町への観光客の誘致対策を講じているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 近畿圏の交通網は、舞鶴若狭自動車道が平成26年度に全線開通し、中国自動車道の吉川ジャンクションから福知山市、舞鶴市、小浜市を経て敦賀市の北陸自動車道に至る延長約162キロメートルの高速自動車国道となります。これによりまして北陸自動車道は中国自動車道、名神高速道路と一体となりまして、関西圏、北陸圏の広域ネットワークを形成することとなりまして、産業の振興並びに文化交流、こういったものの促進に大きく寄与するものと考えております。

観光面におきまして、これに対応する誘客対策といたしましては、23年度は町単独ではなく県レベルで行っておりまして、これは観光連盟による出向宣伝、これが兵庫、広島、大阪、京都で実施されております。それに伴いまして、あわせまして町の観光パンフレット、門前散策MAPであるとかロードマップ、大燈籠ながしのチラシといったものを出させていただいてPRを実施したところでございます。また、観光商談会は大阪において、これは旅行者に対してでございますが、大燈籠ながしのPRなど観光PRを行ったということでございます。

このほか、福井、坂井、奥越の広域観光推進協議会がございしますが、これによる出向宣伝によりまして、最近の大阪モーターショーでございしますが、その中でPRを実施したということでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 2番目に、交通網の整備によりまして福井県内の観光客の数の増加が見込まれるかと思いますが、福井県や永平寺町ではどれぐらいの経済効果を試算しているのかについて伺いたいと思います。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） これにつきましては、北陸経済連合会の調査でございますが、これは平成20年3月調査でございます。これによりまして中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道の全面開通から福井県の——これは日帰り観光客という形で試算しておりますが——増加については7万人というふうに見込んでおります。その経済効果は、福井県においては7億2,000万というふうな試算がされております。また、北陸新幹線による効果につきましては、県の新高速交通ネットワーク等の会議でも出ておりますが、現在の金沢開業ということで福井県へは2万人、うち観光というふう限定いたしますと5,000人というふう

なことを考えております。日帰りの経済効果については、これはプラス5, 100万ほどの増加というふうに考えております。

町といたしましては独自の調査は行っておりませんが、県の観光振興課調べ、これ平成22年の永平寺町入り込みを県の入り込みで割り返しますと2.5%というふうな永平寺町の数値が出てまいります。県資料の平成22年の観光消費額、これが840億円でございますので、これから考えると高架前で21億というふうな数値、また交通網の整備を、北陸新幹線の金沢駅の開業時というふうなことになりますが、これも永平寺町の観光消費額を計算しますと2,000万円ほどの増というような形でトータルでは21億2,000万になるものというふうに推計しているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは3番目に、国の交通網の整備事業促進にあわせ、永平寺町として観光ニーズの変化にどのような対応策と施策を考えているかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 交通網整備の促進によりまして、観光地域の広域ネットワーク化ということで誘客受け入れの対応というものが生じている状況でございます。

平成26年度末の北陸新幹線金沢駅開業、さらに金沢以西延伸をも見据えまして越前加賀地域における観光旅客の誘導の必要性というものが高まっている現状に対しまして、昨年、加賀市、あわら市、坂井市、勝山市、そして永平寺町との広域での連携を図りまして、テーマを一つ絞りまして、団塊の世代を中心とした誘客や宗教文化資源の魅力向上、また情報発信を行うために越前加賀宗教文化街道推進協議会を設立したところでございます。新年度より旅行商品の開発や、また2次交通の検討など具体的な取り組みに入っていきたいというふうに計画しているところでございます。

また、県の新高速交通ネットワークにおきましては、広域の連携はもとより、町独自の歴史文化資源を最大限活用させていただきながら、大本山永平寺を中心としながらイベント事業等も含め特徴のある観光地づくりというものを目指し、施策の展開を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは最後に、本定例会の提案理由の中に、町長は誘客を目指した観光の振興として、永平寺町の基幹産業である観光の振興は今最も大きな問題点であることから、現在、永平寺門前の賑わい創出事業、また永平寺線跡地の遊歩道整備、そして永平寺口駅周辺整備事業など観光客の増加を図る事業を進めており、今後とも進めていくと説明がございました。

しかしながら、永平寺町総合振興計画書、これですが、この中には第5章第3節で「観光の振興」として2ページで大まかに記されておりますが、これは本当に大まかなことで今後の観光の振興に対する施策が漠然としていると思われま

す。
そうしたことから数年後の永平寺町を取り巻く環境の変化を想定し、観光振興計画の策定が必要かと思いますが、基本計画の作成についての是非についてお伺いをしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 現在、観光振興につきましては、今議員仰せの平成20年度から29年度までの上位計画でございます永平寺町総合振興計画の基本計画中の「にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして」という中で観光振興ということであつたわけでありまして、その施策の方針が定められているところでございます。また、平成22年3月策定の都市計画マスタープランからもまちづくりの基本戦略ということで観光が位置づけられているというところでございますが、その策定されているそれぞれの計画の位置づけというものによりまして事業展開というものをやっているところでございます。

今後、交通体系など社会環境の大きな変化に伴いまして将来に向けた観光振興基本計画というものが求められるものと考えておりますが、現段階では総合振興計画における計画の3カ年ローリングやマスタープランの進捗の考察、また政策推進会議というような、そういったことでも観光に対して審議しておりますし協議しております、今は観光地とともに地に足をつけながらしっかりとした地域を磨き上げていきたいということで観光地に対しての支援を行ってまいりたいというふうなことで考えているところでございますが、ご質問の趣旨も受けとめさせていただきながら今後の情勢といいますか、策定期間等そういったものも検討しながら今後考えていきたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、観光についてのお尋ねをいただいております。ちょっと今申し上げましたように、これから非常にいろいろな面で観光の開発と申しますか、そういうものが大変重要になってきております。

新幹線が26年度中に石川県金沢市まで開業するということがありますし、それから舞鶴線が26年度の供用開始です。それから永平寺の中部縦貫自動車道は今の北インターから谷口のインターまで、越坂トンネルまでが26年度の開通です。福井北インターから大野までが28年度開通です。あとはある程度まだ期間がかかるとは思いますが、そういう状況であります。それから30年に国体が開催されまして、いろいろな要素がありまして、誘客と申しますか観光の振興に力を入れるという一番大事な時期であると思っております。

今、提案理由では新しい観光の開発と申しますか誘客を考えていかなければならないということでもちょっと申し上げておりましたが、特に今、門前の賑わい創出とか京福線跡地あるいは東古市の整備を行うということでありまして、やはり受け皿と申しますか、そういうものができ上がってなければならぬと思っておりますし、いろいろな、例えば永平寺町の魅力というのが至るところにあるわけでありまして。

九頭竜川の立地条件もよいと思っておりますし、いろいろなところがあるわけですが、きのう、県の新高速交通ネットワークの会が全部の首長と商工会議所なんかを集めて行われました。特にここで話し合われましたのは、今のような舞鶴敦賀線の26年度開通あるいは30年の国体の実施、それから今言いましたように26年度の石川県の金沢まで新幹線の開通というふうないろいろなことがあるわけでありまして、きのうの一番の大事なところは、それぞれのところでいろいろなことをやっています。

永平寺町も今申し上げましたようにそういうハード面の整備をしておりますし、それから宗教文化で加賀市なんかを含めてそういうふうな取り組みをも行ってきております。それから修学旅行の誘致とか、ことしの事業では高速道路でサービスエリアとかパーキングエリアで永平寺町の碑を設けたいとか、金沢駅なんかでもと、それから小松、いろいろなことを今考えておりますが、それはそれでいいとしまして、やはり福井県が一体的にその観光の受け入れをしなければならぬということだというのが大方の意見でありました。特に福井県は、この間もありましたように幸福度ナンバーワンの県でありますし、それからいろいろな面

で、例えば食とか、あるいは湯とといいますか、いやしの面におきましても非常にすぐれたそういうものがありますので、それも生かしてやらなあかんということでもあります。それぞれの単位でやることも非常に大事ですし、特にやはり広域的に受け入れを行うことが非常に大事でないかというのが大方の意見でありました。

それで、これからは新幹線も金沢までですと福井県が何もしなければ関東のお客さんがこっちに来ないということでもありますので、そういうことも含めて、これから全体的にそれぞれの地域の特色を生かした中でやはり広域的観光を進めることが非常に大事だということでもありますので、これから今、福井坂井広域圏でもやっておりますし、それから申し上げましたように加賀市も含めた宗教街道の事業も進めておりますし、永平寺町のその受け皿を整備しながらそういうお客さんに少しでも来ていただくということが大事だと思っております。

とにかく交流人口をふやすということが地域の活性化にもつながりますし、いろんな面で交流が深まるということでもありますので、もっともっと窓を広げてそういう観光の振興のために今後いろんな形で検討していくことが必要だということを感じております。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） どうもありがとうございました。

各市町村には観光振興基本計画というものがあちらこちらで策定されているかと思いますが、今後、永平寺町として永平寺町内の若い人たちに夢と希望を与えられる将来を見据えた観光振興計画書の作成を希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

3時10分から再開いたします。

（午後 3時00分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、6番、原田君の質問を許します。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私、今回2点の質問を用意させていただきました。

1点目はえちぜん鉄道への財政支援の件、それから2点目は中期財政計画の中身を確認したいと思います。

1点目のえちぜん鉄道への行政支援スキーム（枠組み）ですけれども、これの転換とJR福井駅周辺の単独高架についてお聞きしたいと思います。

えちぜん鉄道に対する沿線市町の支援は、今年度までの経営赤字の補てんから、新年度からは鉄道を一応イコール社会資本と考えて、その維持に必要な経費、これは線路保存費と電路保存費と言っていますけれども、それとプラス固定資産税の実績額に転換されました。この行政支援スキームの計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間で、鉄道事業を長く次世代に引き継ぐためにえち鉄の自立性を高めること主眼に置いて支援する目的で、2月に開催されたえちぜん鉄道活性化連携協議会で合意されたと全協などで説明を受けたところでありませう。

それですけれども、町長は活性化連携協議会に参画されていますが、来年度以降の行政支援スキーム（枠組み）の転換について2月の協議会でどのような議論で合意されたのか。これは主な点のみで結構ですからご説明をお願いしたいと思います。また、スキームの転換以外ではどのような議題があり、どのような議論があったのかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） えちぜん鉄道の存続について、これまでいろいろと関係機関と話を行ってまいりました。これまでの考え方といいますのは、基本的にはこれまでの10年間といいますのは赤字補てんをやっていくということでありまして、それを5つの市と町で18%ぐらいということやってまいりました。これからは赤字補てんでなしに、その生活関連社会資本維持ということでこれから10年間やっていきたいと思います。特にその中で一つ注目したいのは、永平寺町にも11の駅がありまして固定資産税がありましたけれども、そういうものをスキームの中で4分の1は出しましょうといいますか、共同の財源にしたいということがありました。そこが一つ違うんですけれども、基本的には18%を堅持していくということでありませう。

その中でやはり一番大事なことはこの電車を存続させるのにどうしたらいいかということで、自分のところだけがよくなるような考え方はやめておきましょうということなんです。それで基本的には、申し上げましたように18%を堅持するんですけれども、それを赤字補てんとそういう実際要る経費に変えていこうと

いうことでありますので21億9,000万になったと思いますが、例えば前の10年間は22億4,500万だったと思いますが、そういうことになってきたところであります。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 2月の全協の説明資料の中で平成24年度分の沿線市町の支援分のえち鉄の見積額というのが出ておまして、これが先ほど町長が言われた固定資産税の4分の1ですか、を含めて2億1,534万8,000円で、そのうちの永平寺町の負担額は4,009万8,000円、これは括弧して「税調を含む」——恐らくこの税調を含むというのは固定資産税の4分の1も含んでというふうな意味じゃないかなと私はとらえているんですけれども——とありまして、これを単純に割り返してみますと、この数字からいけば本町負担分は全体の18.62%になるわけですね。

それで、今ほど町長が言われましたけれども、以前の本町の負担割合というのは基本的には全体の18%ということですので、わずかではあります負担割合がふえております。この理由について少し簡潔に教えてください。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 本町の負担割合についてでございますが、負担割合はこれまでどおりの18%、これを基本数値とさせていただきます。

しかしながら、開業当時から比べまして沿線市町に入る固定資産税の多寡が生じている現状がございます。各市町の課税額を除いた支援額というものが大きく異なってきたということでございまして、それを今度、えちぜん鉄道の固定資産税については、じゃ、これは国、県の支援により取得したものでそれによって賦課されたものであるという話し合いとなりまして、今回はこの部分の調整によって市町間の4分の1の負担調整というものを税調させていただきました。それで0.62%の増の調整数値となっております。しかしながら、町に入る固定資産税、これを差し引いた実質の数値は15.12%ということで、これは基本数値の18%には至っていないと、これが現状でございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） えちぜん鉄道へ支援分として18%を払った分から、またさらに固定資産税でえち鉄からいろいろお金が入ってくると。その差し引きでの実質額というのが大体15.12%とおっしゃいましたか、そのような数字になる

と。それで、どうも先ほどの固定資産税のはね返りの4分の1を入れると18%をやや高くなっているんだという説明であったと思います。

それで、線路及び、ここにちょっと、そのときいただいた資料の中の下の方に書いてあるんですけども、「故障あるいは落雷等自然災害により修繕計画内容及び内訳額を安全確保のため、やむを得ず変更する可能性がある。新スキームに述べられている大規模災害対応として沿線市町に支援要請する以外の変更は決算時に計画との相違を報告する」と、こうあるんですね。その下にまた「固定資産税分については、24年度の課税額が決定した後にえちぜん鉄道から活性化連携協議会の事務局に報告を行う」と2つの注意書きがあるんですが、ですからどうも大規模災害はまた別途ですよという中で、落雷等の多少の故障なんかについては決算時に計画との相違を報告するということは調整するという意味だと思います。

それで、固定資産税分というのは前年度課税額が最終負担額の基準になるのか。ですから先ほどの18.62%は固定資産税額の4分の1を反映させましたよということは、これは前年度の課税額しかわからないわけですからそうなるわけですね。それであと、実際の負担額というのは、またここでいう、先ほど読みました一番下の「24年度の課税額が決定した後に事務局に報告を行う」というんですから、どうも24年度の課税額も反映させるのではないかと思いますけれども、その当該年度の固定資産税分というのが、何かその新しい拠出額の根拠になっていくみたいな書き方なんですけれども、ちょっとその辺の関係がわからないので教えてください。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） ただいまの質問で、24年度を算出する数値、パーセンテージというのは、23年度の数値を当てはめ24年度に割り返している数値でございます。それで24年度の生活関連の社会資本維持に関する費用見積もりということでお手元に資料が行っているかと思います。

線路及び電路の維持に関する費用で1億3,734万8,000円と固定資産税7,800万となっておりますが、この7,800万につきましては5月にはっきりした数字が賦課されてまいります。その後に市町の負担額が最終決定される予定となりますが、このパーセンテージについては23年度の実績での割り返しということでなりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 永平寺の分は18%ということで申し上げておりますけれども、これまでの分は、福井市は23%、勝山市は24%、それから坂井市は25%、あわら市は10%となっています。だからこういうものは余り変えないでおこうというのが一つの大きな要素なんで、それを変えるとみんなで持たなあかんと、こういうことですから。永平寺町は18%、福井市も23%を堅持しているんです。坂井市なんかは25%、あそこは距離が長いといいますか電車の域も長いかなと思います。そういうことになっていますので永平寺町の18%を今度のスキームでやはり18%にしましょうということが基本的な考え方で、福井市の23%も23%は変わらんようにしたいと、こういうことです。

ほうやけれども、申し上げましたように固定資産税の額が福井市と永平寺町が高いんです。あとは何もないところもあるんです。そういうところが、これは固定資産税はどこかよそから来るんでないんで、えちぜん鉄道からもらうものですか。それは固定資産税は法律に基づいてもらうんですけれども、ゼロのところがあって、少なくとも4分の1は平等に計算しましょうということで計算しましたんで、そこが一つのあれなんです。

それで、前回の10年間を見ますと、たしか28億4,000万かだったのが22億4,000万ということでですので、実際割り返しますと相当、15%ぐらいになってきています。ことしも22億4,500万を21億9,000万に下げるといことですから今度のスキームのほうが全体で下がってはおります。それで今は4,000万ということですが、2億1,500万ですから。そういうことで今後いろいろな動きが出てくると思うんです。それで今、どういうふうな社会資本としての投資額をしていくかということもこれから出てきますので、同じ4,009万8,000万ではないと思いますので、その辺が一つのあれなんですけれども。固定資産税も毎年変わってきますんで、ずっと固定された固定資産税でないんで、固定資産税は法律によっても変わってきますし金額も相当変わってきますので、とにかくこれまでのスキームを崩さないようにしようというのが大きなあれですので、ここにはいろいろ出てくるんですけれども永平寺町にしましても18%は堅持したいと、こういうことなんです。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 固定資産税が入ってくるのが多いというのは、当然福井市なんかは新しい車両基地を全部つくったわけですから固定資産税として相当大幅に

ふえているんじゃないかなと。永平寺町も多いとおっしゃったんで、恐らく変電所なんかを新しく全部やりかえているんで、その辺、新しい設備に対しては当然固定資産税は高いですからそういうもんが影響しているのかなと思いますけれども。例えば、その税額のはね返りを入れないと多分圧倒的に福井市の額が、今の23%が物すごく少なくなるというのが私もわかりますから、勝山あたりがほとんど入ってこないんじゃないかなと思いますから、少しその辺を考慮に入れてほしいというようなことが資料の中にもちょっと書いてありましたが、そのような理解でいいかなと思います。

あと、福井市なんかで言いますと今高架の問題がありますから、この高架が全部福井市の資産になっていくんかどうかわかりませんが、恐らく今の段階ですとえち鉄の財産になっていくんじゃないかなと。そうなってくると、福井市にはさらに大きな固定資産税が入っていくというような形でこのアンバランスがますますきつくなるんじゃないかなということも当然そう思うわけですが、

それで次に高架化の問題ですけれども、JR福井駅周辺のえちぜん鉄道高架化事業についてですが、県は2月17日に、今までの計画を見直し、新幹線高架に並行してその東側にえち鉄単独の高架を設ける新案を発表しました。その事業費というのは115億円で、都市計画変更や設備設計も含めて完成まで6年程度の見通しであることも公表されました。2月24日に始まった県議会の本会議で知事も単独高架化が適当であると表明したわけで、恐らく福井県としてはこの東側、現在の新幹線の東側に単独高架をやっていくという意思表示をされました。

それから、現在というのは県議会の議決を経て最終決定を待つ段階ではあると思いますが、現時点で町長はえちぜん鉄道高架化に本町の負担額も含めてどのような感想を持っておられるのか伺いたいと思います。これは、本町は知事が提案したえち鉄単独高架化を支持されるのか。また予想される本町の負担額は今の段階では幾らぐらいなのか。前に全協の中で1,000万か2,000万とおっしゃいましたけれども。それと先日、総事業費が115億円で事業の施工者、これは国と県と福井市になるんですけれども、これが95%でえちぜん鉄道、これは本町が入ってくるわけですが、これが5%だというような負担割合も一部公表されておりました。これ新聞には載らなかったんですけどテレビなんかでは盛んに言うておりましたので、先ほどの本町の負担額はどれくらいかということも含めてちょっと伺いたいと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） えちぜん鉄道の福井駅へ乗り入れということでありまして、これまでいろいろなお話をお聞きしてまいりました。それで永平寺町としましては、この永平寺線を福井駅の新幹線のところへ乗り入れたいということで申し上げてまいりました。

特に今、勝山もそうでありまして、福井市のほうでえちぜん鉄道が路面走っていますので、とにかく東西が遮断されるというのを解消してほしいというのが福井市の地域住民の大きな、これは福井市の関係ですけれども、そういうことがありまして、福井市なんかもぜひとも新幹線のところを高架化にしたいということでもあります。永平寺町もそういうことを申し上げてまいりましたので。

これまであわら市とか坂井市なんかは、いろいろな議論ありまして、低床電車を走らせて福武線とつなぐということだと田原町から福井市へ入ってくるということですのでそういうこともありましたけれども、今の高架化の考え方は三国線もここへ入ってくるということになっています。LRTの低床につきましても車両も1億円ぐらいするということですので1両あってもとてもということですので、福武電鉄との引き継ぎというんですか、そういうところもなかなか、いろいろな課題があるということでもありますので、恐らくこういう三国芦原線の話もこの高架化を考えていると思いますし、永平寺線の勝山、永平寺町もこの高架化をやっておりますし、それから福井市もそういう高架化にしたいという考えですので、県が先日示しました高架化には、議会の考え方も要ると思うんですが、町としては賛成をしたいと思っております。

それからこの予算の話ですけれども、当初は130億とかという話も聞いていまして、この間、県議会に提出されたのが115億です。これちょっと申し上げますので書いていただければいいと思うんですけど、115億の高架化の事業ですけれども、115億の95%が109億2,500万になります。それからこれは国が6割、福井県と福井市で4割が持つことになります。そうするとこれ六十幾らと四十何億になると思うんです。その残りの5%をえちぜん鉄道が持たなあかんのです。これが5億7,500万です。そのうちの3分の2が福井県、それから5つの市と町が3分の1、5%の3分の2と3分の1を出すんですけども、これが5億7,500万ですけれども、その計算ですと、県のほうでは3億8,300万、市と町では1億9,200万。ここに永平寺町が5%になって入ってきています。この中で3分の1の分で、福井市が70%、勝山12%、坂井

市が11.3%、あわら市が1.7%、永平寺町が5%ということです。この計算でいきますとちょうど1,000万になります。この間、1,000万、2,000万、130億とかいろいろな話がありましたんで。これはまだ決まっていませんけれども、115億が決まりますとこういう負担割合になるということですので、将来的にこの数字があんまり動かん限りは永平寺町の持ち分は1,000万でいいということになります。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 今聞いていますと、負担額が1,000万程度ということは非常に低いと思いますね。それでその辺の本町の負担額も考えると、今町長がおっしゃった高架化については賛成の方向だということで、当然いろんな案がありましたけれども、福井口のほうで電車を打ち切ってしまうとあとはバスで行けとかという極端な話もありましたけれども、本町とか勝山市にとっては直通で福井駅まで行けるとというのが、これは守らなあかん最大のところだと思っていましたからその辺はこれで解消されたんかなということもありますし、それから本町の負担額も1,000万程度でしたら非常に少ないということですから本町にとっては非常にメリットのある案に決まりつつあるなという感じはするんで、私、個人的には全面的に賛成なんですけれども。

ただ、途中、長岡議員も言われました新福井駅と福井駅が2階建てになると多少の不便は、おりたり乗ったりするときのことはあるでしょうけど、負担額が少ないことも含めると現実的な非常にいい案でないかなと思っておりますので、またほかの議員さんの意見を聞いていただければいいんですけれども、ぜひこの案で頑張っていただきたいなと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） これまで福井口駅で乗りかえせなあかんという考え方もありまして、特に永平寺町なんかは、田原町というんですか、大学もありますけど高等学校へ行く路線になっていましたんで乗りかえすると非常に都合が悪いということです。今はとにかく三国線もこっちへ入ってきますんで福井市で乗りかえて三国線へも行けますし、それから三国線も永平寺線も勝山永平寺線も福井駅へ、立体交差へ乗り入れられるということですので、そういうことで非常にいいと思っています。

それから、今お話ありましたように、駅ができていますけれども、今度新幹線が入ってきますと駅の形とか中身も変わってきますんで、ちょっとわからんのです

けれども、エスカレーターとかエレベーターというのも当然つけなあかんということですので、エレベーターではこんな小さいのに5人ぐらい乗ってもとてもどうもなりませんので、恐らくエスカレーターになるかちょっとわかりませんが、そういう2階から1階へおりるといのはまた十分整備ができると思いますので、これからそういうことは申し上げていかなあかんと思いますけれども、駅ができれば当然下へ行ったり上がったりするのは気軽にできるようになると思っています。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） また、ぜひともその計画でひとつ進めていただきたいと思います。

それでは、次に中期財政計画の件なんですけれども、今回の中期財政計画では普通交付税の合併算定替えによる加算措置の推移というのが掲載されております。これは12ページですか。それで、合併特例加算措置が完全に終了する合併から16年目の平成33年度は、合併から10年目の平成27年度と比較して7億9,500万の減と推定されております。その額というのが25億2,500万ですか。それで、特別交付税と合わせた地方交付税の総額というのは、私の予想では大体30億程度になるのかなと。普通が25億ですから30億ちょっとぐらいになるんじゃないかなと思います。それで、合併時のシミュレーションがありました。そのときにはやはり普通交付税と特別交付税を合わせた額で25億円と推定しておりましたから合わせた額で30億円と考えても5億円ほどいろいろ情勢的にはよくなっているのかなというふうに思います。

合併時のシナリオというのは、普通交付税約30億円は約30%減の20億程度に減額されると、こういう試算になっていたんですね。それで、この12ページのこれについて、推定の根拠について簡潔にご説明をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） お答えさせていただきます。

まず試算根拠でございますが、各計画における推計の条件でございますが、合併時にお示しをいたしました新町建設計画では平成14年、15年度の決算額を基本に推計をいたしております。先般お示しをいたしました中期財政計画は平成23年度の決算及び平成24年度の予算をもとに推計をいたしております。また、平成21年度の政権交代によりまして国等の政策方針等も大きく転換が図られておりますことから推計数値に相違が生じております。

平成23年度の地方交付税の推計額の比較でございますが、中期財政計画では平成28年度までの5カ年の推計をお示ししておりますが、平成32年度の推計をお示ししておりませんので相違額及び試算根拠につきましてはお答えはできませんが、現行の地方交付税の制度が続くと仮定した場合は平成28年度推計額より段階的に減少するものと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） この12ページの上のほうなんですけれども、合併算定替えの適用期間終了後、これ平成33年度ですね。そのまちづくりのために新たな財源確保も視野に入れた取り組みが必要であると。要するに、一本算定替になって普通交付税がどんと減るわけですから何らかの財源確保を視野に入れた取り組みが必要になりますということが書いてあって、これ一般論ではないかと思えますけれども、あと収入をふやすとすると、具体的には人口をふやして税収をアップするということがうまいかなと思えますけれども、それはなかなか情勢的には厳しい中で何か思惑があってこういう文章になったんかについて確認したいと思えます。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） お答えさせていただきます。

新たな財源の確保も視野に入れた取り組みについては、合併算定替え適用期間が終了後において地方交付税が現行より減少すると推計していることからまちづくりのための新たな財源確保を行うことが必要と考えております。

一つの手法といたしまして、合併特例債を活用した基金の積み立てによる財源確保を考えております。これらの財源は、合併時にお示ししております新町建設計画に位置づけられました主要事業や地域住民の連帯強化と地域振興等の幅広い事業に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） そういうことですか。合併特例債の基金造成をそういうときの財源に充てたいということですね。

だからこれ、22ページの備考欄ですけれども、「合併特例債借入条件は、20年償還3年、据え置きは年利2%です」と、これは年利2%以内ですということらしいですけれども、その後に「基金造成に伴う借入条件は、7年償還、据え

置きなし、年利2%以内です」ということですね。ですから恐らく7年償還というのは、短期にやったということは、これは合併特例債の基金というのは償還した分しか使えないというふうなことを聞いておりますので、償還期間を短くしてそれらの交付税ががっと減ってきたときの財源に充てるんかなという感じはしておったんですけれども、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 議員仰せのとおりでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） それでは次に、私が勝手に考えていたと言えば語弊があるんですけど、予想しておったといいますか、今までの町のいろんなお話を聞きながら予想しておった主な建設事業では、まず市の浄化センターの老朽化対策。これは志比の処理区を中央処理区に統合してやると。

それからあと、翠荘にある松岡児童館の移転整備。これは先ほどのどなたかの質問にもありましたけれども、放課後児童クラブ、児童館も含めて、放課後児童クラブは4年まで延長したということもありますけれども、かなりの人数がふえている中では学校から非常に遠い場所にあるということ。それから翠荘というのは本来福祉の建物ですからいろんな問題点があるかと思えます。そういうこと。

それから、松岡清水区に代表されるといいますか、町営住宅跡地の活用。これは当初予算の中で松岡芝原の町営住宅跡地の整地工事というのがありまして、これはどうも売却のためにやるんだというふうな町長の所信表明の中にもあったんですけれども、そういうことならちょっとは緒についているんかなという感じもします。ほかに、松岡地区には松岡芝原、それから神明の堤防の下、それから清水区なんかの、清水区の皆さんはだんだんだんだん戸数が減って行って、清水区の町内会としては成り立たんのやぞということで、何とか以前からあそこの町営住宅の跡地を活用して宅地造成を図って少し町内のあれをふやしてくれんかと町にお願いしているんだという話もありましたから。

その辺が私にとってはちょっと出てこなかったなという感じをしておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） それではまず1点ということで、志比浄化センターの老朽化対策、処理区の統合ということで今回の中期財政計画等にも事業が上がっ

ていないというふうなご質問かと思えます。

これにつきましては、町の下水道基本構想におきまして、重要施策項目といたしまして汚水の効率的処理を図るため処理区の統廃合を掲げているところでございます。志比処理区の志比浄化センターの設備更新につきましては多額な経費を要することから、中央処理区の中央浄化センターへの管路つなぎ込みを行うことで処理区の統合を図るという施策の内容となっている形でございます。

現在、志比浄化センターにおきましては、設備機器の再点検、また計画的な修繕等を行い、施設の長寿命化を図っているところでございます。

今後、志比浄化センターの施設状況を十分勘案をいたしまして計画的な処理区の統合を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 翠荘にございます松岡児童館につきまして、これまでは建設の予定はございませんでした。

松岡児童館の利用者を見ますと、平成21年度は7,037人、22年度は6,505人となっております。また、児童館の中で放課後児童クラブを運営しております。これは松岡小学校が密集地ということもございまして、そういうことから小学校で通える公共の施設ということでこちらを利用しております。その入会者数は、平成21年度は59名、22年度は70名、23年度は82名、24年度見込み者数は91名となっておりますが、23年度からは対象小学生を3年生から4年生までに引き上げましたので、ご承知のとおり人数もふえております。

現在は翠荘の1階と2階に分かれて運営をしております、当分の間はこのままの状態で行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 松岡清水区の町営住宅におきましては、現在5世帯の入居者がおられます。以前よりほかの団地への入居を勧め、転居の意思確認をさせていただいておりましたが、転居の意思がなく用途廃止の方向性が見出せないことから、現時点では今回の中期財政計画には提示しておりません。

今後は、その他の町営住宅の利活用も含め全戸の用途廃止が完了した時点で新たな計画として提示することとさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） まず志比の浄化槽の件なんですけれども、この下水道の基本構想を見ますと、建設費用は1億程度かかりますけれども、処理場の集約化によって今後の施設更新費、維持管理については年間2,500万円の削減がなりまますよということが載っていますね。ということは処理区を統合した場合には4年間で元を取るといようなことも成り立つわけですね。

ですからこの辺の、今いろんな形で長寿命化を図っておられるそうですけれども、その長寿命化でどれほど延命ができるんかわかりませんが、統合すれば年間2,500万浮いてくるというのが大きいんで、仮に延長で1億投資しても4年で元を取れるといようなことを考えるとやっぱり早くやってほしいなと、やるべきだと私個人的には考えているんで。この中期計画の中に入ってこないということは、もう5年間は入りませんよという意味にもとらえられるんですね。その辺がちょっと心配なんですけど。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） お答えをさせていただきます。

今回の中期財政計画等には反映をされておりませんが、当然のことながら、先ほど申したとおり志比浄化センターの施設状況等十分把握をしながら、また勘察しながら、この事業の推進につきましては十分時期をとらまえた形で考えております。それで、当然のことながら総合振興計画の実施計画等も3カ年のローリングで動いております。それで次期事業の推進等の事業が決定した段階でまた計画等へ参入等も考えたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） ぜひともまたひとつ早急にお考えいただきたいと思ひますし、それから児童館の件なんですけれども、なかなか新しいのを建てといひものも言ひづらいことなんですけれども、松岡小学校からかなり遠いすわね。だから90人近くの児童が行ったり来たりするわけすから非常にその辺の、また、道もそんなに歩道が完全整備された道でもないすし、父兄の方々はいろんな事故を危惧されているんで、ぜひとも一応お考え、新しい建物を建てることになるんか知りませんが、ちょっとその辺、町長のお考えはどうなんすか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、志比の浄化槽と児童館と、それから清水区のお話をいただきました。

浄化センターにつきましては、これまでいろいろと計画も立ててまいりまして、今ほどお話しのように1億円ぐらいかかるということでもあります。廃止しますと2,500万というお話もありますけれども、けやき台の浄化槽とつなぐ計画もありますのでその辺も十分見きわめて、今のところ、長寿命化ということで修繕料はあるんですけれども、そういうことをやっておりますけれども今後十分考えていきたいと思っております。

それから児童館につきましても、今お話し申し上げましたように、翠荘の1階と2階を使っていますので案外広い場所で放課後児童クラブができております。小学校の空き教室なんかいろいろ検討しましたけれども、今なかなか空き教室が出てこないんです。それは特別教室とって、これまで要らなかった教室がこれから要るようになってまいりましてなかなかあいてこないのが必定ですけれども、今後、生徒の数なんかも見きわめながら十分検討していきたいと思っております。

それから、清水区の団地につきましても今5戸残っております、中学校の横ですのでいろいろな考え方がありますので、まだ入っているということですのでその辺も含めて十分検討していきたいと思っておりますし、神明のところについては今まだ工事やっておりますので、あそこは今貸しておりますのでそういうことも含め今後十分検討していきたいと思っております。

ただ、中期の計画の中に含まれていないということのお話もありましたが、これは5年の中期の計画ですけれどもこれからいろいろなことが出てくると思えます。項目だけ書いて数字が入っていないものもありますし、ここに今のような3つのお話もありますしいろいろなことがあると思えますが、これはいろいろと情勢も変わってきますんで新たに取り組むことも出てくると思えますし、ここに書いてある数字までいかないのも出てくると思えますしいろいろなことがあると思えますが、これから議会にその都度十分お示ししてこの計画を進めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私もけやき台も気にはなっているんですけれども、けやき台と志比の浄化槽を2つ持ってくると処理量的にオーバーしてしまうということですからどっちかを優先させなあかんのかなというようなこともありますので、その辺ひとつよろしくお願いたします。

それから児童館についても、私は町長でないんであれなんですけれども僭越な

ことを申し上げるんですけども、個人的な感想を言わせていただければどこか新しく、例えば福祉会館壊した後に建てるということについても、もうそれくらいのことはいいかないかなとも思いますし、清水区についても、聞いてみますと住んでの方のご心配というのはかなり切実なんで、なかなか出てけと言うわけにはいかんでしょうけれども、ぜひとも早く説得していただいて新しい団地をつくっていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

それから後に移りますけれども、消防の指令センター整備事業では市町村消防の広域化が近い将来に決定していますね。それで、これは相手というのは福井市なんですけれども、交渉課題はあると思いますけれども、私は福井市消防局の指令センターへ指令卓を入れてしまって、そうなるそこまでに仮住まいやってもいいんじゃないかなと。わざわざこちらへ新たな。広域化になったときに全部の指令が福井市のところへ入ってくるとは思えないんですけども、それぞれかなり立派な指令卓を置いてあるんで、それくらいのことはいいかないかなというふうなことでもちょっとこれは提案させていただくんで、ぜひとも検討していただきたいと思いますので、これについてはどうお考えなのか。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 今ほどの指令センターの整備事業につきましてですけども、永平寺町でも指令センターの整備につきましては以前から必要性を考慮しておりました。消防としましては、平成25年度からの消防広域化に嶺北北部の各消防本部の指令業務が共同運用されることを期待もしていましたが、その最大の効果があることを認識しております。

しかしながら、議員さんもお承知のとおり、消防広域化につきましては平成19年度からその枠組みである嶺北北部の消防本部で事務レベルの調整会議を開催しておりますが、各消防本部さまざまな諸課題がありまして現在に至っているところでございます。また一方、枠組みである各消防本部の指令センターの整備状況につきましては、消防広域化の調整会議をしている過去3年間で永平寺町を除く各4消防本部が機器の老朽化により既に余儀なく更新を行っている現状でございます。こういうことから、共同運用化に至らなかった経緯があるということでもございます。

なお、議員仰せの永平寺町が消防指令業務を福井消防局に委託するような検討はなされないのかというところでございますけれども、これにつきましては、昨年、担当者レベルで福井市消防局と打ち合わせをしております。その結果、永平

寺町が指令業務を福井市と共同運用または委託方式で行う場合は、119番通報を受け出動から引き揚げまでを管理する方法、または119番のみを福井市に委託する方法などがありますが、これも職員の派遣とか、また組織、車両等の運用形態の違いがあります。それらの諸問題がありまして、弊害が生じコスト面でも毎年多額の費用が予想されることなどから判断させていただきまして、今の段階といたしましては、当消防本部独自で整備したほうが機能的により効果が得られることと考えておるところでございます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） その費用対効果でそちらのほうが高くなってしまおうというんでは全くお話にならないですけれども、私としては、あっちが受けんというようなそういう用員を送り込んでもわざわざこんなところに指令卓を新しくつくる必要はないと考えていたんですけど、それはそれで検討された結果でそうならそれで結構です。そういうことを全然お考えなしにやるというのはちょっと問題だなと思っておったんで、提案させていただきました。

それからあと、平成24年度以降の主な建設業の中で公共施設耐震補強工事と地域振興施設（道の駅関連）事業は概算事業費と計画期間が空白になっているんですけれども、空白でも載っているということは、これは事業は実施されるという方針が決定されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 道の駅につきましては、今そういう形で載せてありますけれども、これまで道の駅のお話も幾つか出てまいりました。正式に出すのは今回初めてですけれども。申し上げていますように、永平寺町、勝山、大野市には道の駅がありません。それから県内に9つの道の駅があります。それからことしと来年ぐらいに鯖江市と越前町がやることになっておりますし、南越前町も何か今聞いております。それからそういう状況の中で、大野市も勝山市も手を挙げております。そういう中でいろいろなお考えはあると思うんですけれども、これからはやはり交流の場を多くつくるとか、いろいろな地域の活性化とかいろんな面で必要だと思っております。

ここに数字が書いてありませんのは、まだ決まっているわけでもありませんが県といろいろと話を進めております。ですけれども、そういう順番的なこともあると思いますし、今後どういう形で進めるかということもありますので25年からの中期には项目的に載せておいたんですけれども、今これから具体的に進めて

いきまして永平寺町の道の駅というのを、これ県に認めていただかなあかんもの
ですからそういうことでこれから検討を折衝していきたいと思っております。

そうしますと道の駅といいますのは、さっき幾つか申し上げましたけれども、
基本的には駐車場があって、そして情報発信機能とか、それからトイレの機能と
か、そういうものを県のほうでつくるということです。それから地域振興施設と
いってその地域の特産物とかそういうふうなものをつくる場所もあるといいとい
うことでありますのでそこら辺も考えていかなあかんと思いますし、道の駅もい
ろいろと調べておりますが、特に上志比については今健康福祉施設ができますの
でそういうことも十分考えて進めていかなければならないと思っております。

維持管理なんかも、電気料なんかは払わなあかんと思いますし、それから施設
についても町が受け持つ施設もあります。これも大きさによって、三国とか坂井
市なんかは相当大きいですから全然けた違いだと思うんですけども、どうい
うふうな形のものをつくるかということもありますが、まずは県の考え方とか国の
考え方が非常に大事でありますのでその辺がこれからの課題になってまいりまし
て。永平寺町にすぐつくっていただくということをお願いしていきたいと思っ
ていますしお願いをしているところでありますけれども、勝山、大野市も手を挙げ
ておりますんで、その辺もちょっと今のところは流動的ですけども、そういう
形で今後進めていけたらいいということで考えております。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 公共施設の耐震補強工事は。これは当然進めていかなきゃな
らんというんで。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 公共施設の耐震工事ですけども、本庁舎につきましてはこ
とし、予算では補強計画の予算を出してありますので、これもちょうと今のとこ
ろあれなんですけど、1億7,000万ぐらいということですので2カ年でやり
たいと思っております。この数字も変わってくると思いますが、そういうことです。

それからことし、24年度で永平寺支所と開発センター、それから上志比支所
を出しております。これは、本町は昭和34年ですけども、永平寺支所は54
年建築、開発センターは46年だと思っております。それから上志比の支所は47年だ
と思っておりますが、これも今診断しましてどういう形になるか。だから一遍に手をつ
けられるかどうかというのは、これはわかりませんが、そういうふうな公
共施設の今後使うものについては耐震の工事も進めていかなければならないと思

っておりますが、これたしか数字が入っていないんですけども、これもちょっと数字はわかりませんので、今本庁の数字を入れておくわけにもいきませんので、これから診断が出てきますと大体わかってくると思っております。

この本庁につきましては、建築物がよかったと言うとおかしいんですけどもCランクでした。今の永平寺支所とか上志比支所なんかがどういう形になるのかなと思って今あれしているんですけども、そこらも含めてこれから事業費も入ってくると思いますし、年度も一遍にできるかどうかはわかりませんが、そういうことを今考えています。

ほかにそういうふうな公共施設もありますし、いろいろと言われておりますように余っている公共施設もありますので、そういうことも含めていい形で活用できるように、またできないものについてはやめるとかいろいろなことを考えていまして十分対応していきたいと考えております。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 道の駅については、温泉施設がもうでき上がったんですからそういう誘客をふやす上でもあったほうがいいのかなとも私は思いますけれども。ただ、維持費がどんだけぐらにかかるんかというその辺の絡み、恐らく借地になるでしょうし、だからその辺の絡みでまた議会ともぜひ議論していただきたいと思えます。

それからもう一つ、ちょっと抜けてしまったんですけども、防災行政無線整備事業では、私は前々から防災ラジオやらケーブルテレビネットワークの活用などの検討というのを訴えてきたんですけども、それについては十分検討されて今回のこの案が出てきたんかどうただけちょっと確認させてください。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 22年度には計画をつくりまして、その計画をいろんな形で大分検討してまいりました。初め上志比地区も永平寺地区もありましたし、アナログからデジタルに変える等いろいろなお話がありまして。ただ、その中で上志比と永平寺地区については20年ぐらいもつという話も聞いておりましたので、それでもやはり全町的な防災無線にすることが非常に大事だと思っております。

それでいろいろな子局とかもつくらなあかんのですけれども、それはそれとしまして、いろいろな観点から私も専門家にも聞いてまいりましたし、今考えておりますのは24年度から全体的な、親局というんですか、そういうものを整備して松岡地区をやって、それから吉野地区をやって御陵地区をやって松岡は終わり

たいと思いますし、それから上志比と永平寺につきましても子局とかをどこかに置かんとあかんものですからそういうものを置いて全町的に入るような体制をしていきたいと思っております。

ことは1億2,000万弱ですけれども総体的には2億6,000万ほどかかりますので、それを今は4カ年ということではしておりますけれども、これもちょっと申し上げられませんが、できたら十分やりくりしまして3カ年でできないかということも、そんなことも今考えておまして、基本的には4カ年で2億6,100万ですか、やっていきたいと思っております。できれば3カ年で仕上げられんかということも考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 防災行政無線については当然今の時世必要だと思いますのであれなんですけど、そういう提案も含めて、今の現在のの上志比やら永平寺にある拡声スピーカーなんかも生かしたいということで決定されたんだと伺いましたので、それはそういう検討されての結果でしたらそれはそれで私はやむを得ないと思いますので、ひとつ計画を前向きに進めていただくようよろしくお願いいたしますと思います。

終わります。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

20分から再開いたします。

（午後 4時11分 休憩）

（午後 4時20分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、5番、長岡君の質問を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 5番、長岡千恵子です。よろしくお願いいたします。

まず本題に入る前に、昨年、私が一般質問させていただきましたご当地ナンバープレートの採用、山に動物のえさになる広葉樹の植栽、小水力発電の調査、町指定史跡の看板の修復等につきまして平成24年度の新規事業として政策に盛り込んでいただきまして、まことにありがとうございます。心より感謝申し上げます。

今回は、昨年、ちょうどこの3月の議会中に発生いたしました東日本大震災後、特に重視されている防災事業に関連して永平寺線跡地遊歩道を防災道路としての活用をと、もう1点、各種事業の契約時の契約保証金の収受とその運用についての2点について質問させていただきたいと思います。

最初に、永平寺線跡地遊歩道を防災道路としての活用をですが、昨年の震災後、防災に関する事業の重要性と必要性が語られています。

そこで工事未着手区間の荒谷から志比間の遊歩道の工事の件ですが、この区間は永平寺線の電車の線路だったことを残すために路面は舗装しないと聞いています。電車が走っていたころの名残を残すことには私も大賛成です。

しかし、荒谷から志比の間、その間は両側の山が迫っていて、この間の道路は国道364号線しかないように思います。しかも国道364号線は山に沿ってがけの下を通行していますので、普通のとくに走っていても土砂崩れや落石があるのではないかというふうに不安を思います。これから整備工事に着手する遊歩道に防災道路としての機能を持たせてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） まず、防災道路ということについて申し上げたいと思います。

災害が発生しますと避難あるいは救護、それから緊急物資の輸送、そういったことを果たすために防災活動上重要なそういう役割を果たすために、国道あるいは県道あるいは基幹となっている町道等を防災道路として指定をします。そして防災道路としての活用をするということでございますけれども、この防災道路とするには、今申し上げたように一定の条件がございます。それは緊急車両が通行するということから、あるいは輸送の大型のトラックが通行するといったようなことで道路の幅員とか、あるいは道路の構造、舗装の状態など、こういったものをきちっと確保といいますか整備しなければならないと、そういうことが第1点ございます。

ちなみに、今、永平寺町内の防災道路として位置づけのできる第1次確保路線というふうになっておりますけれども、これ申し上げますと、国道416号並びに364号、県道でいいますと、中川松岡線、稲津松岡線、勝山丸岡線、牧福島市荒川線、そして町道でいいますと、松岡132号線、栃原3号線、北島1号線、牧福島藤巻線、以上の10の路線が今申し上げたような防災道路として位置づけられるような、そういった道路になっております。

ちなみに、このすべての道路は6メートル以上ございます。道路法上からも車両が安全に通行できるという規定は最低4メートル以上の幅員がなければならないというふうにされております。

そこで、今ご提案のあった現在整備を進めております遊歩道でございますけれども、道路としての有効幅員というものが3メートル、そして今ご提案のあった荒谷から志比地区の間までの間に約90度くらい折れるといいますか曲がる、そういった箇所が2カ所ございます。こういったことから緊急車両とかそういう物資を輸送する大型車両等が通行する防災道路についてはちょっと向いていないような、そういうふうに思われます。

では、364号がもしもの場合はどうするんかということでございますけれども、今こちらのほう、町内でいいますと確かに荒谷より上のほうは364が1本でございます。しかし、福井市の旧美山町のほうからはこの364号がつながっておりますし、そういうことから何らかの形で志比地区が孤立しないかということが多分ご心配であろうかと思っておりますけれども、これからはそういった災害時において志比地区が、志比地区といいますと大本山がございますので、大本山あるいは本山へ来ておられる観光客、こういった方々が孤立しないような、そういったことを十分考えましてほかの手だても十分考えてまいりたいというふうに今現在は考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 遊歩道を防災道路として計画をするのは非常に難しいということは一応わかるんですけども。

確かに今総務課長がおっしゃいますように美山に通ずる道というのは立派な道がありますけれども、万が一、災害が発生したときにというと災害対策本部というのはこの本庁舎の中にももちろんできてくるんじゃないかと思えます。そうしたときに道が通れなければ志比地区にお住まいの方というのは1回1回美山を通過してここまで出てこなくちゃいけないし、ここから援助物資を運ぶにしても美山を通過していくしかないということになってしまいますので、新たに何かを考えていらっしゃるということではございますけれども、まだ工事していないところです。しかも今3メートルの幅は確保しています。あともう1メートル確保すれば防災道路として使える道路ができるということでしたらば、何とぞその点もお考えおきいただきまして計画の見直しというのはできないものでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今申し上げたように、災害が発生した場合に避難もしていただくことが第一になりますけれども、そういう意味では道路が順位的には一番先に来るかと思えます。そういう意味で道路を整備するということは非常に重要なことであります。

しかし、今申し上げたように行きどまりというところではございません。つながっておりますので、どちらのほうもということになれば別ですけれども、そういった場合においても、これはヘリコプターも手段としては十分考えられますし、その道路を使つての車両の運行のみでなくて今申し上げたようにいろんな方法がありますので、そういう面については県、国と十分連携をとりながらそういった災害時には対応をしてみたいということでございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 今、総務課長のお話から、防災についてはまだまだ深いところでお考えいただけるというふうに私は解釈させていただきましたので。予算のこともありますので、お金をかけて立派な道路をつくるだけが能ではないということは十分わかっております。ですけど利用できるものはちょっとでも利用できたらという思いもございまして、今回このお話をさせていただきました。また検討する機会がございましたら、どうぞその点も含めてご検討いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、2問目の各種事業の契約時の契約保証金の収受とその運用はということで質問させていただきたいと思えます。

行政が各種の事業を展開する上で、開始していくときに民間業者との間でいろいろな契約をしていかれると思えます。その際に契約保証金を収受していると思えますが、すべての契約に対して保証金を収受しているのでしょうか。

○議長（河合永充君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） お答えさせていただきます。

契約保証金は地方自治法施行令や契約事務規則に基づき、契約金の100分の10以上を収受するように規定されています。

しかし、契約金額が130万未満の契約や、契約者が保険会社及び金融機関と履行保証保険契約を締結しその保険証書などを提出したときには全額免除しております。

以上です。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 事業内容もいろいろあるかと思いますが、その契約保証金の收受方法というのも金融機関が絡んだりとか、あるいは保険会社が絡んだりとかいろいろな方法があると思います。それはよくわかります。

ですけれども、收受するにしましてもその事業内容によりまして、例えば建築工事なんかを例にとると、町にとってのその建築の価値というのは、工事が始まってからでき上がるまでというのはもちろん対価は払っていて建築の工事は進んでいるんですけれども、町にしてみればその価値というのはでき上がるまではゼロ%なんですよね。でき上がって引き渡しをされて初めて100%の価値になってくると思うんです。ですからその間に何か事があればということになってくると、確かにその保証金、保証するべきものが必要かと思えます。

しかし、福祉事業なんかの場合は、何年間かの長期の契約でも1日1日の積み重ね、1日が100分の何%になるか1,000分の何%になるかはわかりませんが、そういったことで1日1日の積み重ねで契約期間終了後に100%になっていくということなので、そういった違いがあるにもかかわらず契約保証金が同様に課せられるというのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、もしそこら辺おわかりでしたらご説明お願いできませんでしょうか。

○議長（河合永充君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） この契約事務でいきますと、工事といいますか、あくまでもすべての契約につきましてですが、130万以下は取らないとか保険会社と契約したときは取らないとかということが規定されておりますので、その事業内容、要するに福祉関係の事業とかそういうことについては一切規定されていませんので同様というふうに考えております。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

一応町としては公平な規定に基づいてということで契約保証金を收受してらっしゃるといことはよくわかりましたので。

ただ、今度は業者から預かっているその保証金、確かにその証書で扱っている分もあろうかと思いますが、現金あるいは小切手等で預かっている場合もあるんじゃないかと思うんです。その現金あるいは小切手で預かった場合の運用というのはどういうふうに行われているのでしょうか。

○議長（河合永充君） 会計課長。

○会計課長（立花紀子君） 契約保証金の運用ということでございますけれども、各契約の担当者を通じまして受付をしております、保証金の領収書を業者あてに発行しております。契約書の写しとともに保証書を預かっております。

それから現金で納付された場合には、契約保証金用の決済用預金口座でお預かりしております。運用益はございません。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ということは、現金とか小切手で預かった場合は預金として預かってらっしゃるということですよ。

○議長（河合永充君） 会計課長。

○会計課長（立花紀子君） 決済用預金といいまして、預金されている金額は全額保障されますけれども利息はつかないという普通預金の制度でございます。そこに現金と小切手をお預けしています。

保証小切手につきましては、台帳管理のほうで保証書、また損保会社が発行する保険証券とかともにお預かりしています。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 私がお聞きしたいのは、私は民間のことしかわからないんですけれども、例えば民間の場合ですと、預かり金を預かった場合には運転資金として、あるいはその他の費用として運用している場合があります。

今「そんなもん使うたらあかん」という声が聞こえましたけれども、使うたらあかんのではなくて、これは活用です。運用です。確かに元金が保障されないようなものに対する運用というのは問題があると思います。しかし、町はいろいろなことで町債を発行したりとか公的な借金をしたりとかというのがありますので、数年間にわたる預かり金に対しては、その保証金をお返りする時点で金額が満額返せるものであれば、それを運用しても問題はないのではないかというふうに思います。そうすれば、確かにいろいろな債権で町は利息を払っていると思うんですけれども、利息の分だけでも町は収益を得るという結果になるかと思えます。

そういった点で、ただ無利息のところには預けるのではなくて運用はできないのでしょうか。いろいろな決まりがあって、できないという決まりがあるのであればそれはやむを得ないのですけれども、もしそういう運用ができるのであればそういった運用をされてはどうかというふうに思いまして質問させていただいております。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今おっしゃいました契約保証金とか入札保証金、それから職員の給与に係る所得税だとか住民税、それから公営住宅の敷金、こういったものを地方自治法上では、地方自治体の所有に属さず支払い資金に充てることのできない資金ということで「歳入歳出外現金」というふうに言っております。これは企業会計でいうところの、今長岡議員おっしゃったように預かり金という性格のものでございます。

それを運用できるのかできないのかということでございますけれども、これも地方自治法にちゃんと定めがございまして、「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」ということでございます。具体的に申し上げますと、預金のほか、今現在制度的に認められておりますのは証券会社等の債権による運用、こういったものが認められているということですので、預金のほかに債権による運用も可能でございます。ですから実際のところはそういう形で、永平寺町の場合は債権運用はやっておりませんが、預金による運用ということで行っております。

ただ、今、会計課長が申し上げたのは、それを利子のつかない形での運用をしていますという説明をしたと思います。ですからそれを、利子のつく運用のやり方も地方自治法上は認められているわけですから、今後、有利な運用について十分検討していきたい、このように思っております。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

今後、財政的にもだんだん厳しくなるご時世でございますので、できるだけ安全な方法で破綻しないところで運用していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時 分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす6日は定刻より本会議を開会したいと思いますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時41分 延会)